

総務教育環境委員会記録

総務教育環境委員会

委員長 仲山哲男

- 1 日 時 令和5年9月22日(金) 10時00分開会、14時47分閉会
教育委員会、政策企画部、環境市民部
令和5年9月25日(月) 10時00分開会、10時52分閉会
総務部・消防担当部
- 2 場 所 光市議会第1委員会室
- 3 出席委員 仲山 哲男、早稲田 真弓、木村 信秀、仲小路 悦男、中本 和行、
西崎 孝一、西村 慎太郎、林 節子
- 4 事務局職員 市川 恵美、起本 一生
- 5 説明員
吉本副市長
【教育委員会】伊藤教育長、升教育部長、吉永教育総務課長、原田学校教育課長、田中学校教育課主幹、国広文化・社会教育課長兼人権教育課長、三好スポーツ推進課長、高橋学校給食センター長
【政策企画部】岡村政策企画部長、北川財政課長兼行政経営室長、佐々木企画調整課長兼秘書室長、藤井情報・DX推進課長、岩崎税務課長、守田収納対策課長、前田会計管理者、高木会計課長
【環境市民部】小山環境市民部長、小熊環境市民部次長兼市民課長、周田環境政策課長、山田環境事業課長兼深山浄苑長、山根生活安全課長、西村人権推進課長兼ふれあいセンター所長、讃井地域づくり推進課長
【総務部・消防担当部】山岡総務部長 赤星消防担当部長、坪井総務課長兼人材育成・女性活躍推進室長、海老本防災危機管理課長、中原消防担当参事、秦消防担当課長、清水入札監理課長、中田監査委員事務局長、松村選挙管理委員会事務局長、守田大和支所長兼大和支所住民福祉課長、国光室積出張所長、奥田浅江出張所長、松岡三島出張所長、弘周防出張所長
- 6 議事の経過概要 別紙のとおり
- 7 その他(傍聴) 市民1名、報道1社

1 教育委員関係分

(1) 付託事件審査

①議案第55号 光井中学校長寿命化対策改修工事請負契約の締結について

説 明：吉永教育総務課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

おはようございます。この契約金額が7億4,800万円とありますけれども、令和5年度予算の説明の際には、総工事費が7億9,243万円とありましたけれども、この差額について内容をお示してください。

○吉永教育総務課長

ただいま今回の7億4,800万円と令和5年度予算の説明時の差額についての御質問をいただきました。

まず、令和5年度の予算で説明をさせていただきました7億9,243万円でございますが、この内訳といたしましては、工事費が7億8,000万円、また施設整備監理委託料、これは工事がきちんと設計書どおりに進められているかどうかこうしたものを監理するものでございますが、その委託料が1,243万円ございまして、これを合わせた額が7億9,243万円でございます。

今回の7億4,800万円につきましては、その後入札をした結果7億4,800万円になったというところで差額が出ているものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

○西崎委員

7億4,800万円という巨費を投じて光井中学校の長寿命化対策改修工事をやるわけですが、今市教委が発表している施設一体型小中一貫校光井学園構想、これはもう数年先に来るわけですが光井は、これをにらんだものでしょうか。

○吉永教育総務課長

このたびの光井中の長寿命化と、現在本市が進めている施設一体型ひかり学園の推進との関係ということでの御質問をいただきました。

このたび光井中学校は長寿命化に向けた対策ということでの工事をいたしますけれども、委員御質問のとおり、施設一体型新設についても光井学園ということで、これは方針に基づいて第3期に位置づけております。

したがって、新設につきましては今後また、この方針自体が20年間の方針であり

まして、その最後の3期に位置づけておりますから当分先の話にはなってくるんですけども、今回改修をして光井中学校をある程度もたしていくという中で、光井学園の小中の新設に向けた協議が進める際には、当然今、やまと学園で進めておりますとおり、方針にも位置づけている新しい光井学園の新設の場所の候補地の1つとして想定をしているところではございます。

以上でございます。

○西崎委員

分かりましたが、光井小学校のほうに光井中を持っていくんだということになったら、この7億数千万円というお金が無駄になるので、そのへんは光井小学校との兼ね合いを一つ頭に入れて、今後は学校の長寿命化計画というものを進めてもらいたいと思います。以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第46号 令和5年度光市一般会計補正予算（第7号）〔所管分〕

説 明：吉永教育総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

（2）その他（所管事務調査）

質 疑

○西崎委員

現在進められております施設一体型小中一貫校やまと学園の建設に係る総事業費が、令和5年度の末、恐らく来年3月になると思うんですけど発表されることになっております。

このやまと学園については、もう数十回、委員会なり分科会を開かれて、いろいろ協議されておるわけですけど、お金幾らかかるのかという事業費につきまして発表されるのが今回初めてになるんで、我々非常に興味を持っておるところです。

そこでお尋ねいたしますが、現在の積算はどのようになされているのかお尋ねをいたします。

○吉永教育総務課長

ただいまやまと学園の新設に係る総事業費ということで、これが今年度末に発表されるということでの現在の進捗等についての御質問をいただきました。

現在基本計画を策定しております、その中で今年度末に概算の費用、これをお示ししていきたいと考えております。

まず、現在の進捗でございますが、一般質問で先行議員にもお答えをさせていただきましたが、今後新しいやまと学園は現在の大和中学校になりますことから、その中でどの程度の学校施設の規模、あるいは機能があればいいのかという部分を検討しているところでございます。

こうした検討事項に加えまして、この大和中学校は、当然今学校運営を行っておりますことから、既存施設の老朽化の状態であったり、学校運営と並行した整備など併せて考えていく必要がありますことから、来月でございますが、準備委員会の開催を予定しております、その中で今申しましたような内容を踏まえながら、新しい学園の幾つかのパターンというものをお示ししていきたいと思っております。

そのパターンによっては、仮設校舎建設の有無であったり、工期の長さ、あるいは今言われた建築費の増減というのも当然あると思しますので、そうした部分を準備委員会でお示しし、広く委員の皆様に向いながら検討を進め、最終的にはこうした過程を経て、概算費用というものを今年度末にはお示ししていきたいと考えております。

以上でございます。

○西崎委員

新聞報道によりますと、市教委は現在、大和中学校の施設をどういうふうに生かすかということで、3つのパターンを何か考えていらっしゃるようです。その3つのパターンでそれぞれの事業費は幾らかかるのかというのを発表すると聞いとるんですが、それでいいですか、間違いないでしょうか。

○吉永教育総務課長

先ほど少し触れさせていただきましたけれども、幾つかのパターンをお示しするというところで一般質問の際にもお答えさせていただきましたが、3つのパターン。これは、現地、現校舎があるところの建て替えパターンとグラウンド側に建て替えるパターン、それと現在の校舎の一部を活用する既設校舎の活用パターンということでお示しいたしますので、先ほどの仮設校舎の有無であったり、そうした部分からそれぞれのパターンで建設費の概算というのは変わってまいりますので、そのあたりもそれぞれのパターンで概算をお示しできればと思っております。

すみません、先ほど今年度末にはということでお答えさせていただきましたけれども、そうした協議の中で概算もお示しをしていきたいと思しますので、今年度中のいずれかでお示しをできればと思っております。

このあたりは今後協議の過程にもなっていまいりますので、進捗によってそのタイミ

ングというのは変わってまいります、お示しをしていきたいと考えております。
以上でございます。

○西崎委員

こういった学校の統廃合、非常に受けるコンサルタントも難しいと思うんですよね。ましてや施設一体型小中一貫校なんかちゅうのは全国で数百しかないの。それでこの令和5年度の当初予算の計上額、施設整備基本計画策定額料1,100万円ほど組んでおられますけど、これは普通の建設コンサルタント会社ですか、それとも学校のこういう特化したコンサルでいいんでしょうか。

○吉永教育総務課長

現在契約を結んでおります建設コンサルタントの業務の内容ということでの御質問をいただきましたけれども、特に学校に特化したコンサルではありませんけれども、小中一貫であったり、小学校の長寿命化であったり、そうしたところの実績がある事業所ではございます。

以上でございます。

○西崎委員

それと従来から聞いておるんですけど、この総事業費には、学校運営にかかる、新しくできたやまと学園の運営にかかる、スクールバスとかこれ何台いるのかという問題もあるんですけど、そういった前提の事業費もこれもられて発表されるんでしょうか。どうでしょう。

○吉永教育総務課長

今の総事業費の中にスクールバスの運営経費等が含まれるかとの御質問ですけれども、このたび今年度中にお示しする部分につきましては、分けて御説明をしようと思ってまして、まず基本計画に基づいて、いわゆる施設の概算費用をお示ししていこうと思っています。

一方で、今おっしゃられたスクールバスにつきましても、まずは令和7年4月から小学校の先行再編がございまして、これに向けてスクールバスの運用についても現在検討しているところですが、このあたりがどのぐらいの経費になってくるのかという部分も、別枠ではありますがお示しはしていきたいと考えております。

以上でございます。

○西崎委員

令和5年度末に発表する総事業費は施設のみということで了解いたしました。ぜひ、初めてお金に関する市教委の発表が対外部に対してあるわけで、非常に興味を持っております。

というのは、全部の一つの中学校区でやるわけですよ、今後20年かけて。光市の財政

ちゅうのはどうなるんであろうかと私は非常に心配しておるし、JRバスの問題もちよっとわきましたので一般質問でも入れたんですけど、優先順位をつけて、順位一番のものに集中してお金も人もつぎ込むちゅうことで、光井の方まで来たらどうなるか分かりませんが、一つそういうふうに興味は持っておりますから、よろしくお願ひします。

○仲小路委員

それでは、中学校の制服につきまして、来年度から予定をしております中学校制服のジャケットとスラックスまたはスカート、いわゆる男女用の違いというのはどのようなになっていますでしょうか。また、違いがあるものについて、男女がそれぞれ選択可能なものはどのようなになっていますでしょうか。

○原田学校教育課長

中学校の制服についてのお問合せをいただきました。まず、ジャケットにつきましては、男女兼用型を採用している学校が多いところでございます。その場合、ボタンを付け替えることで前合わせを変更できたり、多様なサイズ設定で様々な体型に対応できたりする仕様となっております。

なお、動きやすさを重視しより体型に適した制服にするため、男女兼用ではないジャケットを採用している学校もあります。その場合、選択したジャケットが体型に合わない場合は、無料で生徒の要望や体型に応じて作り直しが行えることとなっております。

続いて、スラックスまたはスカートについては、どの学校においてもスカート1種類とスラックス2種類の合計3種類を用意しているところでございます。スラックス2種類の違いは、一般的な男子の体型に合わせ腰回り細めのシルエットのスラックスと、一般的な女子の体型に合わせ腰回りがゆったりしたシルエットのスラックスが用意されています。いずれの学校においても、男子用や女子用という選択ではなく、AタイプやBタイプ、あるいはCタイプといったように、誰もが自分で制服を選択することができるようになっているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。男女という区別は基本的にないというふうに理解しました。確認ですけども、例えば男子でもスカートの着用は可能ということによろしいでしょうか。

○原田学校教育課長

先ほども申し上げましたとおり、選択というのは誰でも自分でということでございますので、可能と考えております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。非常に内容が男女の差別がないというそういうことで理解いたしました。

た。

それから次ですけれども、令和5年度教育フォーラム i n 光について、先日8月23日に開催されましたけれども、特にプログラム4番の中・高校生、地域の方による座談会「私たちが創る未来のひかり」は、教育委員会の担当の方の進行が非常に良かったということもあり、中高生の発言は内容が濃く、また深いものがありました。

このような中高生が光市にいることは大きな希望ですけれども、ダイバーシティとの観点から互いに反対の立場から意見を戦わせるような場面もあったほうがいいのではないのでしょうか。

そこで、この中高生の人選というのはどのように行われましたでしょうか。特に学校において人選された場合は、その過程をできるだけ詳しくお示してください。

○原田学校教育課長

令和5年度教育フォーラム i n 光の座談会についてお問合せいただきましたけれども、昨年度に引き続き実施しましたこの座談会については、中学生の登壇者については光市立の各中学校に座談会のテーマや内容をお伝えした上で、代表生徒1名の選出を依頼したところでございます。

各学校においての選出については、教育フォーラムという大きな舞台での発表であることを考慮し、選出されたものではないかと認識しているところです。

なおステージ上では、代表生徒の発言に対しても他の生徒等から自分の意見や思いを語る場面も多くあり、考えを深めることのできるものになっていたと捉えております。

今後、討論等に適したテーマが設定されるようなことがあれば、そのような座談会の在り方になることも想定されるのではと考えているところでございます。

以上です。

○仲小路委員

高校生についてはどのようになっていますでしょうか。

○原田学校教育課長

高校生につきましても、中学生と同様にテーマや内容をお伝えして、高校の方で選んでいただいているところでございます。理由につきましても、中学校と同様の理由ではないかと認識しているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

高校につきましても、どの高校とかいうのは選ばれたわけでしょうか。

○原田学校教育課長

市内の学校が基本であり、また光市の子供たちが卒業して行っている高校と認識しているところでございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

それから、青少年の地域貢献活動の促進ということにつきまして、先日第49回クリーン光大作戦が7月16日に当初の予定を延期して開催されました。地域によっては、前回まで学校行事として行っていました。今回はボランティアとしての参加に変更となり、参加数が大幅に減少いたしました。

第2次光市教育振興基本計画に、青少年の地域貢献活動の促進との記述がありますが、これはボランティアとしての地域貢献することではないのでしょうか。今回の事例として、学校行事としてのクリーン光大作戦への参加からボランティアに変更したことにより、参加数が大きく減少しました。これは地域貢献を行おうとする生徒が少ないとの現れと言えるかもしれません。

地域貢献を行う児童・生徒を育成することは、教育目標の重要な課題ではないかと思えます。この課題についてどのように取り組み、また今後についてどのように考えられていますでしょうか。

○原田学校教育課長

クリーン光大作戦についてですけれども、まずどの学校においてもこれまでもボランティア活動として参加を募っており、学校行事として、いわゆる授業として実施している学校はないものと認識しているところでございます。

その上で、参加者数が大幅に減少した原因についてですけれども、当初開催が予定されていた日から悪天候のために変更になったことから、その日には既に予定が入っていた生徒や御家庭、あるいは部活等の大会が重なった種目等もございまして、参加者数が大幅に減少したと伺っているところです。

なお、中学校3年生を対象とした、令和5年4月実施の全国学力学習状況調査の生徒質問紙調査のうち、今住んでいる地域の行事に参加していますか、あるいは地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いませんかという問いへの肯定的な回答の割合は国や県を大きく上回っていることなどからも、このたびのクリーン光大作戦への参加者数の減少をもって、地域貢献を行おうとする生徒が減少しているとは言い切れないところもあるかと捉えているところです。

学校教育においては、今後も各学園のカリキュラムに位置づけられている様々な学習活動の中で、ボランティア活動のよさを体験的に学ぶ取組や、活動に参加しての振り返りなどを通してその価値を認識する取組を促すとともに、地域で行われる活動の意義などについて学ぶ機会を大切にし、児童生徒が自ら進んで活動に参加しようとする実践的態度にもつなげられるよう努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。これはそれぞれの児童生徒がボランティアに

取り組んで地域のために頑張るといふ、そういう児童生徒が増えるということが大事だと思いますので、また今後の取組よろしくお願ひします。

それから次ですけれども、今、伊藤公資料館で8月27日から特別展が開催されておりますけれども、これにつきまして、入館者につきましてお示しください。また、高校生以下の入館者も分かりましたら、集計されておりましたらお示しください。

○国広文化・社会教育課長

特別展の入館者に関するお問合せでございます。9月20日時点での開催、22日間という開催のところでございますけれども、入館者数は572名でございます。このうち高校生以下の入場者は27名と、ちょっとこのところはまたてこ入れが必要かとは思っております。

ちなみに、対前年比で比較いたしますと、入館者数については44.8%の増加というところになっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。今お聞きしまして、子供たちの入館の少ないということについて言われておりますけれども、市内の児童生徒に案内チラシを配布されていると伺いましたけれども、配布されるときにどのような説明をされたかお分かりでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

市内の各小中学校全生徒にチラシをお渡しする際に、私どもの職員のほうは各学校全て回りまして、特別展に対する説明を全児童生徒に一人一人に配布する際にお願ひしているところでございます。

また、学校によっては、学校と保護者をつなぐ学校メールを活用して、全家庭に特別展の案内をかけていただいたという学校のほうもございます。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。まだ先がありますので、もうちょっと増えればいいなと思います。また、今後の入館を促すために、再度のお知らせとかいうことはありますでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

再度のお知らせということで、市内の小中学校の児童生徒について、またチラシを再配布するというようなことであれば、ちょっと枚数に限りがありますので再配布ということはなかなかかないところでございますけれども、児童生徒にとどまらず多くの市民の方に目に留めるようにチラシポスターを設置するとともに、現在、立て看板を5基設置しております。

この立て看板のうち、2基を地元の学校やコミセン、高等学校、観光協会など計9か

所に移動して設置するなど、多くの方に御来場いただけるように工夫をしているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。いろいろ工夫されていることが分かりました。さらに、学校の授業におきまして、ホームルームあるいは社会科あるいは総合学習などを利用して入館した児童生徒の感想などを聞きながら、多くの児童生徒が興味を持ってくれるような対応をしてはいかがでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

伊藤公資料館においては、児童生徒に対する個別のアンケート等については実施はしておりませんが、入館された子供さんの驚きとか、そういった言葉とかという感想は耳を傾けるように努めております。

ただ、しかしながら、先ほど入館者数を報告させていただきましたけれども、高校生以下の入場者がまだ少ないというところがございます。私どもは、若い世代の皆様方に伊藤公の遺徳を継承していただくことが使命と考えております。

多くのお子様を足で運んでいただくように、伊藤公の学びに加えてVR体験コーナーやシアターホール等楽しめるような設定もしておりますけれども、さらに今後体験コーナーなどをブラッシュアップしながら、新しい要素も加えて充実していきたいと思っております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。様々な工夫をされていることですが、できる限りそれをしっかり知らせるかというのが非常に大事ですので、また学校等でいろんな機会がありましたら子供たちに知らせていただければと思います。よろしく申し上げます。

それと、光市立図書館の伊藤博文コーナーですけれども、現在伊藤博文コーナーとして特別展示をされております。6月の一般質問で伊藤博文コーナーについて、常設は図書館、図書分類法に基づく配置で困難との答弁いただきましたけれども、特別展示であれば可能であるというふうに理解しておりますけれども、これ機会に伊藤博文をより多くの市民にアピールするため、この特別展示を長期間とすることは可能でしょうか。

○升教育部長

特別展示の期間についての御質問をいただきました。特別展示につきましては、何か特別のイベントの際にそのイベントの周知と関連書籍の紹介を目的に行うものでございまして、基本的にはイベントの期間中に実施するものと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。常設というレベルではなくて、ある程度の期間を設置するというふうなことは可能だと思いますが、それは予定はないということでもよろしいでしょうか。

○升教育部長

常設のということですが、基本的にはイベントの期間中ということで、伊藤公の関係で申し上げますと資料館の特別展が11月26日までとなっておりますので、その期間に合わせて行いたいと思っております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。それと貴重な資料として書庫で保管しているものもあり、展示可能な書籍は限られていますが、伊藤博文をよりアピールするために書庫保管の書籍について、貸出し可能なものについては表紙のコピーを置くなど、書籍名だけでも分かるような工夫をすることは可能でしょうか。

○升教育部長

具体的な御提案をいただきました。現在、伊藤博文公の関連書籍の常設コーナーにつきましては、6月の一般質問でもお答えを申し上げましたが、原則として大和分館に資料を集約することを定めておまして、本館と分館での資料の二重の所有というのを想定しておりませんが、本館、図書館にも資料がございますので、それらを1か所に集めてコーナーとすることを今準備を進めているところでございます。

また、それらを一元管理するためには、図書館システムのデータベースの修正が必要となってまいります。そうしたことも踏まえまして、整理休館日や長期の蔵書点検の際にそういった準備を進めてまいりたいと、今予定をいたしております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。よりよい展示ができるように期待しております。それと、今貸出用の書籍もあると思いますが、実際に展示されているのは10冊程度ですけれども、展示できる蔵書を増やすとかいうそういう予定はございますでしょうか。

○升教育部長

蔵書を増やす予定が今後あるかというお尋ねをいただきました。郷土の偉人である伊藤博文公の蔵書でございますので、可能な限り選書に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。期待をしております。ありがとうございました。
以上です。

○西村委員

それでは何点かお伺いをいたします。GIGAスクール構想の兼ね合いで、今回の一般質問で同僚議員が取り上げておりましたけれども、1人1台のタブレット端末について一般質問の答弁の中で、数年後に更新を控えているとこのような旨の答弁があったかと思いますが、具体的にはいつが更新の予定か、まずその辺りをお伺いいたします。

○吉永教育総務課長

ただいまタブレット端末の更新の時期についての御質問をいただきました。タブレット端末につきましては現在リース契約によって導入しております、5か年での契約を結んでおります。5か年の終了日が令和7年の12月末までとなっております。

以上でございます。

○西村委員

今のそれぞれ小中を合わせた台数は、今何台ほどありますでしょうか。お願いします。

○吉永教育総務課長

タブレット端末の台数でございますけれども、現在3,552台でございます。

以上でございます。

○西村委員

3,552台ということなんですけれども、これが令和7年の12月末に更新の時期が来るということで、更新に当たっては相当な金額、リースというところもあると思うのであれなんですけれども、相当な金額がかかるというふうに思うわけなんですけれども、現時点でこれを想定されている金額というものが分かればお示しをいただければと思います。

○吉永教育総務課長

端末更新時の想定される金額ということでの御質問をいただきました。更新の際いろいろ考えないといけないことがございまして、例えば、今現在3,552台導入しておりますが、今から児童生徒の数が減っていく中で必要な台数が何台なのかであったり、あるいは現在デジタル教科書これを導入し始めておりますが、そのあたりが本格導入する中で、デジタル教科書の使用する量であったり、それによって端末のスペックといいますか容量が変わってきます。

また、デジタル教科書の容量もそうなんですけども、使用することによる通信料という部分も当然影響してまいりますので、そのあたりを更新時にいろいろ仕様というものを考えていかないといけないという部分と、昨今導入時と比較してタブレット端末自体

の機器の単価自体も上がっておりますことから、御質問いただいた現時点での想定する金額という部分はなかなかお答えすることは難しいのですが、参考までに導入時の費用で申し上げますと、先ほどの3,552台であります、いろいろ内訳はありますけれども、総事業費といたしましては端末費用であったり、当初は導入費用として充電保管庫の金額であったり、その他備品であったり初期設定の費用、いろいろな経費がかかっておりまして、その他もろもろを含めまして導入時には約3億3,300万円ほどかかっております。

それが一つの目安ぐらいにはなるのかなと思っておりますが、先ほど申しましたように、きちんと精査をして金額の方も検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。いろんな事情が、台数の兼ね合いであったり、これからの時代に応じたタブレットのスペックの選定という側面もあるということで、最初に導入した当時3億3,000万円が一つの基準になるだろうというところなんですけど、それにしても金額が上下するにしても、結構大きな億を超える金額になると思うんですが、これに関しては国の方針として補助というか、実質的に市が持ち出すことになるお金というのが最終的にどうなるかというのは別として、現時点で更新に当たって国が示している方針など、そのあたりがあればお伺いをいたします。

○吉永教育総務課長

ただいま現時点での更新する際の国の支援というか補助金についての御質問をいただきました。導入する際国の補助というのもありまして、更新する際も当然そのあたりというのはあるだろうと予測はしております。

そして、まだ確定はしておりませんが8月末に国のほうで示された、いわゆる令和6年度の国の概算要求、まだ要求の段階ではありますけれども、その中では令和2年度の導入時と同様に児童生徒全体の3分の2台分という表現ですけれども、分の補助があるという部分と、その補助単価が1台当たり上限4万5,000円というような、そのあたりの定額補助というものが概算要求の段階では計上されているということになりますので、私どもが今回更新するのは令和7年12月末までになっていますので、それ以降のところにも、あるものと想定はしているところではございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。まだ確定ではないというところではあると思いますが、方針としては理解をいたしました。いずれにしても、一定の期間をおいてこれからずっと4年とか5年おきにこういった更新というものが起こることだろうと思います。

それで、ずっと補助金が出るという保証もない中で、この運用というのは今後考えていく必要があるのかなと思っておりますので、また今後も動向を注視していきたいと思

いますので、進捗がありましたら教えていただければと思います。

それから、奨学金制度のことについてお伺いするんですけれども、現行の光市が持ち合わせている奨学金制度これを確認するに当たって、今の市内の中高生のこの進学率であったり、教育にかかる1人当たりの教育費というものに関して、どの程度市として出せるものがあるのか、出せる数値があるのであれば、そのあたりをまず確認させてください。

○原田学校教育課長

まず、進学率についてのお問合せをいただきましたけれども、市教委が所管する市立中学校の生徒の進学率のみお答えできるかと思うのですが、昨年度、令和4年度に卒業した中学生の進学率は98.97%、令和3年度は99.74%、令和2年度は99.75%と、ほとんどの中学生が高等学校等への進学をしているところでございます。

次に、教育にかかる子供1人当たりの費用についてということですが、市内の児童生徒の教育にかかる費用について特別な調査等は行っておりませんが、文部科学省の子供の学習費調査によりますと、最新の情報で令和3年度の調査がございしますが、修学旅行費やPTA会費、学用品、実験実習材料費等を含む学校教育費は、公立小学校で年間7万5,974円、公立中学校では13万2,349円となっております。

なお、同調査における高等学校の学習費については、公立高等学校で39万2,061円となっております。

以上です。

○西村委員

分かりました。所管をしているというところで、中学生の進学率については把握をされているとおりはほぼ100%に近い進学率というところ、高校に関しては所管外ということで、データがないというところかと思えます。理解をいたしました。

教育に係るお金に関しても、今数字をお示ししていただきましたけれども、こういった状況を踏まえて高校から大学、あるいは専門学校に進学をしていく上で、やっぱり多額の費用というものがかかってくるという現状がある中で、今光市として持ち合わせてる奨学金制度の利用をされている方というのを、現在の貸付状況に当たると思うんですけれども、このあたりの現時点の数字を教えていただければと思います。

○原田学校教育課長

奨学金の貸付け状況ということですが、今年度令和5年度は1件の申請があり、奨学金貸付け審議会の答申を受け、高校1年生1名に対して奨学金の貸付けを行っているところでございます。

なお、昨年度までの奨学生への貸付けは終了しているため、総数として現在は1名となっております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。今現在1名が使用されて、高校1年生がということだと思わなければならない、これは確認なんですけれども、高校生であれば家庭の事情というか世帯の所得にもよると思われますけど、どれぐらいの補助というか奨学生の貸付けが月額ベースであるのか、あと、これは理論上大学に進学をした人、専門学校に進学した人、こういった方々も利用はもちろんできるという認識でいいか、その2つをお伺いいたします。

○原田学校教育課長

奨学生の制度についてですけれども、大学等にあるいは専門学校等に進学された後、また申請等があれば、それについては審議等を行った上で貸付けが行われる形になっていくと認識しております。

金額につきましては、高等学校または専修学校等、高等課程在學生については、国公立の生徒に1万5,000円、私立の方に2万円、それから高等専門学校在學生には2万円、大学または専修学校の専門課程在學生には3万5,000円という金額になっております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。月でそれぐらいの金額を貸し付けができると、条件によっていろいろ違うと思いますが、おおむね理解をいたしました。

こういうことを聞いた背景には、最近、大学生が、大学や専門学校に進学をした子供たちが、奨学金をどれぐらい利用しているんだというところで、独立行政法人日本学生支援機構というところが令和2年度に行っている調査、これによると、奨学金を受給している大学生の割合は49.6%、短大生で56.9%と、おおむね半数ぐらいの受給者がいると。

こういう背景の中で、もっと光市の制度としても利用されていてもおかしくないだろうと思うところが、個人的にありまして、私の身の回りでもそういった御相談というか、声が実際にある中で、どうしてそういうことになっているんだろうというのが、この経緯であるんですけれども。

また、自治体によっては、今、光市は貸与型の制度をとっていますけれども、給付型にしているところもあれば、条件によっては、UJIターンで帰ってきた人に対して貸与型にして、貸与型の場合でも、元本をどこまでという制度を実際にやっている自治体というものが複数ある中で、光市も今後、光市だけに限らず、いろいろ自治体の中で少子高齢化というのが今後ますます進んでいく中で、やっぱり一人でも多く地元に戻ってきていただきたい。そういった制度としての枠、ハードとしての、ハード、ソフトの枠組みの中の一つとして、やっぱりこういった制度というのは今後検討していく必要があるだろうというふうに、個人的には思っております。

また今後、もう少しいろいろ調べて取り上げていこうと思いますが、今回は数字だけ、今現状の確認というところでさせていただきました。

それから別の質問になりますが、部活動の地域移行について1点ほどお伺いするんで

すけれども、最近問合せが何件かありまして、来年、中学校、地元の公立中学校に入学をする子供がいるんですけども、これ卒業するまで部活動は3年間できるんですかと、こういった旨の問合せをいただきまして、学校に聞いてもいや、分からないですと、こういった反応だったということなので、教育委員会にお尋ねをしてみる次第でございます。

○原田学校教育課長

中学校の部活動の地域移行についてでございますけれども、この地域移行につきましては、本市においても中学校部活動改革推進協議会を立ち上げ、各スポーツ、文化芸術活動団体とのヒアリング等を実施しながら、その具体策について協議を進めているところでございます。

御質問の、来年度入学する生徒が卒業するまで部活動をできるのかということについてですけれども、現在、国のガイドラインの推進期間や地域の受け皿、指導者の確保等の状況を踏まえて、今後、中学校部活動改革推進協議会において協議を進め、方針を決定するとしているところでございます。また、この協議会で決定した方針については、来年度入学生を対象とした入学説明会において説明させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

ということは現時点ではまだ分からないという認識でよろしいですか。

○原田学校教育課長

今後、推進協議会等において協議を進めていくとしているところでございます。

○西村委員

ありがとうございます。ちなみに、今年度、この4月に入学された生徒さんに対しては、去年も同じように学校の入学説明会があったと思うんですけども、その中ではどういった説明がされているのか、その辺りが、お示しできるのであればお伺いいたします。

○原田学校教育課長

昨年度は、各中学校の入学説明会等に市教委の者が参りまして、説明をさせていただきました。その際には、来年度を入学する、つまり令和5年度の入学生については、その入学生が加入した部については、この5年から7年の間、3年生で最終的には部活を引退するまでの間は、基本その部活は学校部活動として行われるという説明をさせていただいております。

以上でございます。

○西村委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○原田学校教育課長

先ほどの奨学金のところでお質問いただいた、教育にかかる費用につきまして、文部科学省の調査結果を私が申し上げましたけれども、申し訳ございません、数字を読み間違えておりましたので、訂正をさせていただきます。

公立小学校の学校教育費につきましては、年間で6万5,974円、公立中学校で13万2,349円、そして公立高等学校で30万9,261円でございます。

訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○西村委員

今の中学、今年の入学者、入学した生徒に対しての部活動の話ということで、それについては3年間できるということで理解をいたしました。ありがとうございます。

それから、小中一貫やまと学園に関して、学校跡地についてなんですけれども、今、主な所管というか、政策企画部の方でおおむねは進めていただいていると認識はしておりますけれども、教育委員会として、この跡地になるところの活用にあたっては調査であったり、何か進めていращやることというのがあるのかどうか、その辺りをお伺いいたします。

○吉永教育総務課長

やまと学園の学校跡地の活用についての教育委員会としての考え方ということでの御質問をいただきました。今おっしゃられたように、所管は政策企画部を中心に今進めているところでございますが、ちょうど昨年、準備委員会を立ち上げる前の段階で地域説明会を大和地域で開催させていただいたときに、そのときにも御説明をさせていただいたのですが、令和3年度末に策定をいたしました施設一体型小中一貫ひかり学園の新設に係る方針、この中で学校というものは子供たちの学び場という部分は当然のことですけれども、それ以外にも学校が持つ多様な機能ということで、これまで地域コミュニティーの活動拠点の一つであったり、コミュニティセンターとの複合化、あるいは社会体育としての活用であったり、防災拠点の一つになってくるもの、そういった多様な機能があるということから、今後学校跡地活用については市全体で検討取組を進めていきたいということでお話をさせていただいたところでございます。

それを前提として、現在政策企画部が所管となって、中心に進めているわけですが、お尋ねの教育委員会としてという部分、現状の関連がある部分で申し上げますと、現在、準備委員会の中に6つの部会を立ち上げて協議をしております、その部会の一つに地域部会というものがございます。この地域部会は、先日開催いたしましたけれども、これまで各小学校で行ってきた地域との連携であったり、協働した活動、こう

いったものをそれぞれが洗い出して、大和地域全体でこういった取組があるのかというものを皆さんと共有したところでございます。

これを踏まえて、今度はもう一つの部会に教育課程部会というものがあまして、これは学校のカリキュラム等の構成等を検討する部会でありますけれども、その中で今、申しましたような地域との活動、これが今後どのように整理、あるいは統合されていくのかという部分を、いわゆる学校の地域連携カリキュラムという形で整理をしていくこととなっております。

こうしたソフト的な取組というのは、当然、学校跡地の活用とも関連もあると考えておりますし、またこれまで地域とともにある学校づくりというものを進めておりましたので、こうしたものを踏まえながら、教育委員会としての考え方については整理していきたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

いろいろ答弁をいただきましたけれども、今、地域部会において、それぞれの学校とかコミュニティー単位なのかな、いろんな項目について洗い出しをしたということだったと思うんですけれども、その洗い出しの内容というか、どんな内容が出てきたのか、その辺りをもう少しできる範囲でお聞かせいただければと思います。

○吉永教育総務課長

地域部会でのこれまでの地域との取組、洗い出しということでの内容についての御質問でございます。

内容につきましては、それぞれ4小学校、1中学校でいろいろな取組がございましたけれども、主だったものでいきますと、例えば伝統的な取組でいきますと、東荷神舞であったり、あるいは石城太鼓、こうしたものを、学校と地域が連携して行っているという部分と、より身近な学習でいきますと、例えば自然を活用したという視点でいきますと、大和地域の各地域における田植え、こうしたことの活動であったり、例えば塩田なんかでは田植えに加えて、そば作り、こうしたものを地域の皆さんと一緒に取り組んでいたり、各分野での取組が今回の地域部会の中で上がったと。

かなり共通する部分もありましたけれども、そういったものを皆さんと共有したところでございます。

以上でございます。

○西村委員

その中で、洗い出しの内容をおおむねというか、概要で理解しました。お伺いしたいのは、その中で例えば学校が今後4つ、小学校が大和中学校に移転をすると、その学校の残ったハードの面で何か関わるようなところであったり、その部会の中で出ている声、こういったものはあたりしますか。

○吉永教育総務課長

具体的には、どういったものができるかというのは今からの協議にはなっていないかもしれませんが、例えば先ほど少しお話をさせていただいたような伝統行事などを、実際それぞれの地域の中で学ぶという方法はあるといったようなお話はございました。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。また今後も多分、政策企画部の流れにもよると思いますが、合わせていろいろ調査を進めていかれると思いますので、また折を見て聞かせていただければと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○中本委員

それでは、気になることが数点あるんですけど、一つは、今後の児童生徒の減少についてであります。今、少子高齢化、人口減少の社会において、合併時の総人口は5万6,031人、約20年前であります。それからどんどん減少に転じ、令和4年度末では4万9,461人ということになります。約6,500人が減少、ある1つの町が消滅したというようなことを思えば、大変な状況だということ、痛感をいたしております。

児童生徒の減少は、令和4年で今2,046人、約ピークよりも4,400人ぐらい減少。中学校では、令和4年が1,173人ということで、約2,100人の減少であります。まだまだ減少が進むのだろうと予測をしております。

教育委員会としては、今後の児童生徒の減少についてどのように分析しておられますか、お伺いをいたします。

○吉永教育総務課長

子供たちの数が減っていく中で、教育委員会として、今後、学校運営という視点でのお答えをさせていただきたいと思っております。

まず懸念されることとございますけれども、子供たちが集団の中で、例えば、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通して、思考力や判断力、表現力等を育み、社会性や規範意識、これを身につけるためには、一定規模の集団が確保される学校規模、あるいは学校のつながりの形があることが望ましいということ、まずは考えております。

しかしながら、今、委員おおせのとおり、児童生徒の減少により、一定規模の集団の確保が困難になることで、集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重したりする経験が積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい環境にあることや、人間関係が固定化すること、あるいは協働的な学びの実現が困難になること、こうしたものに影響が出てくるもの、つまり課題として挙げられると考えております。

したがって、こうした懸念されることに対する対応策といたしましては、本市では、平成30年3月に、光市立学校の将来の在り方に係る基本構想を策定いたしまして、

本市がそれまで取り組んできた小中連携教育とコミュニティ・スクールの取組を組み合わせることにより、地域と一体となった小中一貫教育へ発展させ、小中一貫教育を要とした子供たちの学びと育ちをつなぐ幼保小中高等学校の連携協働教育を推進し、本市ならではの教育を推進してきたところでございます。

また、この構想では、こうした小中一貫教育の教育効果をさらに高めるため、将来的には、施設一体型の小中一貫ひかり学園の新設を目指すこととし、そして令和4年3月には、これを具現化するため、新設に向けた具体的な方針や進め方等を定めた、施設一体型小中一貫ひかり学園の新設に係る方針を策定し、現在、第1期に位置づけたやまと学園の新設に向けた取組を進めているところでございます。

この方針の中でも、一定の学校規模を確保し、豊かな人間関係の構築や協働的な学びの実現を通じた資質、能力を高めること、これを基本方針の一つに位置づけ、こうした取組を進めることで、子供たちの育ちと学び、これを確保していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○中本委員

生徒の減少によって、学校運営に非常に大変な状況になってきたということで、教育委員会としては、小中の学校の将来の在り方検討会、あるいは、協働的な学びの確保、小学校の再編について十分協議をしてきておられます。少子化によって、14歳以下の年少人口の減少が続き、ますます少子化が進み、世帯規模が縮小、児童数の小中高等学校にも影響が出てまいります。

地域社会の活力の低下、いりんなところで様々な影響が出ていることは事実であります。中学校の部活の減少、あるいはスポーツ少年団の減少、高校にもそういう減少傾向にあるところであります。子供同士がお互いに助け合いながら、スポーツあるいは勉学を通じて社会性を育みながら、切磋琢磨していく、そういう機会がなくなってしまっははいけません。

東荷小学校では、1、2学年複式学級が解消をされております。ところが、近くの周防小学校では、複式学級が誕生したと。令和4年度は、5学年が7人、6学年が8人と、計15人でありました。単式学級だったのですが、今年度は5学年が9人、6学年が7人、計16人、基準どおり複式学級になったということでもあります。

令和4年度は単式だったのに、令和5年度は複式学級になったということですが、法律で定めている基準がありますので、その辺りをもう一回、複式学級についての基準をちょっと教えていただけますか。

○原田学校教育課長

複式学級の基準についてお問合せをいただきました。この複式学級の編制につきましては、公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律という法律をもとに、山口県教育委員会が、公立小学校及び中学校の学級編制並びに教職員配置基準を定め、学級編制基準を設けているところでございます。

その中に複式学級に関する基準がございまして、1、学級編制基準の中に、(3) 2つの学年、第1学年を含む、の児童で編制する学級は8人以下とする。(4)に、2つの学年、第1学年を含まないの児童で編制する学級は16人以下とする。(5)として、2つの学年の生徒、これは中学生ということになりますが、生徒で編制する学級は8人以下とされているところがございます。それによって、その基準に基づいた教職員が配置されることとなっております。

また、その教職員配置基準には、2、学級編制の特例というものがございまして、その(2)に、1の基準、これは先ほどの基準になりますが、その基準において、複式学級を有し5学級となる小学校については、複式学級を解消し6学級の学級編制とすることができるとなっております。この令和4年度につきましては、こちらに該当していたことから、2学年の合計人数が16名以下でも複式学級にならないというケースでございました。

さらに、先ほどの特例には、(5)というところがございまして、上記の(1)及び(2)、先ほど説明した特例ということになりますが、それについては、1、先ほどの基準ということになるのですが、そちらの基準による学級数が、昭和55年4月1日施行の標準法の基準による学級数を上回る小学校においては適用しないとありまして、令和5年度につきましては、それに該当することとなったため、複式学級の解消の対象とならなかったことにより、複式学級となったということがございます。

以上でございます。

○中本委員

複式学級については、公立義務教育学校の学級編制等を定める法律によるということでありました。よく分かりました。複式学級になる前提は、やっぱり児童数の把握をしていかなければならないというように思っておりますが、その辺りの児童数の把握はできていなかったのか、どうだったのか、その辺もちょっとお聞きをいたします。

○伊藤教育長

児童生徒数の把握ということがございますが、ただいまの事案につきましては、児童の把握はしておりました。しておったということで、回答させていただきます。

○中本委員

事例に児童数の把握はしておられたが、事前という、1年前なのか、あるいは2か月前なのか、4月になってはその対応ができなかったということもあり得るかも分かりません。この複式学級についての対応は、所管の県の教育委員会が認めるわけですので、その辺りもよく理解をしました。

少子化が進む中、今の状況では複式学級が増える可能性があるというふうに思う。ちょっと児童数が今後気になります。出生数と幼稚園児から小学校に入学までの生徒数、児童数をしっかり注視しながら教育環境を整えていただきますように、よろしく願いをいたしまして終わります。

それではもう一つは、旧光丘高校跡地に浅江中学校を移転することを拠点として、教育環境を変えよう、県と協議を進めていくと、県も理解をいただいているということでもあります。

この土地は広大な土地、閑静な環境を併せ持った非常に充実した施設でありますので、そしてこの施設の一番奥に弓道場がありますが、この施設は学校施設と完全に分離されていますので、非常に利用しやすい施設であろうというふうに思います。この施設はまだまだ今後も十分使える施設であります。これは弓道場のことであります。

光市弓道連盟から弓道場の確保に関する陳情も出ていました。ぜひこの弓道場を施設整備して、利活用できるように要望してお願いをしておきますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○林委員

先日、私、一般質問で伊藤公資料館の文化財の紹介コーナーの人形浄瑠璃や早長のお祭りなどを展示されていることを一般質問で申しました。そこで、伊藤公資料館の文化財紹介コーナーの場所を、今後どのような方法で活用をされていかれるのか、お考えをお尋ねいたします。

○国広文化・社会教育課長

伊藤公資料館の中にございます文化財紹介コーナーは、部屋になっております。こちらにつきましては、伊藤公資料館に御来館される皆様に対しまして、市内には非常に数多くのすばらしい文化財があることを知っていただくコーナーとして、今後も活用していくとともに、今年度導入いたしました大型ディスプレイを活用して、文化財の動画を上映するなどして、文化財の魅力を発信していきたいと考えております。

以上です。

○林委員

ありがとうございました。そうですね、大型ディスプレイでいろいろと展示されていたこと、今思い返してみればすばらしいなと思っております。

それから、現在、早長八幡宮の祭礼のものが展示されておりますけれど、早長のお祭りが10月8日に開催されると聞いております。その後、どのようなものが展示されるのか、分かる範囲でお願いをいたします。

○国広文化・社会教育課長

現在、文化財紹介コーナーで展示しておりますものは、早長八幡宮の祭礼の山車、踊山について紹介をさせていただいているところでございます。今後につきましては、約3か月をめぐりに展示の更新を行っていきたくと考えておまして、今後につきましては、人間国宝でございます国の指定重要無形文化財、山本晃氏の作品等の紹介や、また国の指定記念物、史跡でございます石城山神籠石など、こういったものを御紹介していただ

く予定としております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。人間国宝の山本晃先生の彫金の、そういうのを今後展示されるということで、とても嬉しく思っております。期待しております。楽しみにしております。よろしく願いいたします。

それから、これは要望でございます。先日、東荷小学校の運動会にお伺いしました。そこで小学校の校章を見たときに、伊藤家の家紋が校章にデザインされておりました。これは、上り藤とも上がり藤とも言われることがあるようですが、やはり伊藤公の家紋が地元の小学校に使われていたことに非常に感心いたしました。

また、大和地域では、大和のシンボルとして伊藤公に関連したものが根づいていることに大変驚き、嬉しく思っております。今後も伊藤公資料館では、伊藤公の家紋やサイン等を活用されていかれると思いますけれど、大和のシンボルとして、今後、小中一貫のやまと学園においても、様々なデザインが新しく作成されていくと思いますが、例えば、石城山や伊藤公などを大いに活用していただけたらと思っております。

これ要望でございます。よろしく願いいたします。終わります。

○西崎委員

今年6月定例議会で、私は一般質問で、ヤングケアラーの問題について質問いたしましたところ、伊藤教育長からの回答は、令和4年度に山口県健康福祉部が調査をしたところ、光市では10名程度の小中学生が相談を希望したので、面談をした結果、いずれもヤングケアラーに該当したケースではなかったという答弁がございました。

光市では、ヤングケアラー該当児童生徒がゼロとあるということは、私はないと思っておるんです。それで、引き続いて、伊藤教育長はその後、この調査結果を参考に、実態把握に努めたいというふうに回答されておられますが、その後、何らかの回答調査をいたしましたでしょうか。

○原田学校教育課長

ヤングケアラーに関する昨年度実施の県の調査に対し、相談を希望した小中学生について、以降、特別な調査という形では行っておりませんが、日々の日記のやり取りや生活アンケート、教育相談等を実施し、状況の把握に努めているところでございます。現在のところ、ヤングケアラーと判断する状況にはないと捉えているところでございます。

また、他の児童生徒についても、悩みや困りごとにとできるだけ早く気づくことができるよう、日々の観察や生活アンケート等を活用し、把握に努めているところでございます。

現在、市内小中学校の児童生徒については、ヤングケアラーと判断する状況にある子供はいないものと認識しているところです。今後、状況によっては、ヤングケアラーに

なり得ると考えられる児童生徒が若干名存在することからも、必要な場合には適切な支援ができるように、学校や福祉部局と連携し、情報を共有しているところでございます。
以上でございます。

○西崎委員

目の届かない子供はいないかどうか、これは児童福祉の観点からも、見逃して、後々社会問題になるようなニュース、事件が発生したら大変なことになると思うんですよ。

私の考えでは、各小中学校の校長を通じて、担任に聞き取り調査をすれば、ある程度の数字はすぐ出てくるのではないかと思うんですが、そういう調査方法のお考えはないですか。

○原田学校教育課長

現在も教育委員会と福祉部局が連携し、定期的な学校訪問を行っておりまして、必要に応じて、また学校にも出向くなどして、気になる児童生徒についての情報共有は行っているところでございます。

それらの情報につきましては、専門家とも共有できるよう、連携体制は構築しているところでございます。

以上でございます。

○西崎委員

福祉の部門の行政と共同で学校訪問をして、校長に聞くんだらうと思うんですが、それじゃ全然実態は上がってこないと思います。というのは、これ、機微な問題で、非常に、生徒一人ずつに聞くわけにいかないんですよ。そして、子供というのは大体虐待でも隠します、行政が来たら。

ところが、担任教員は今平均20人か25人しか受持ちの生徒、児童はいないと思うんですが、家庭訪問もやっておりますし、日々の児童との接触の中で、その子の生活実態というのはよく分かっていると思うんですよ。だから、学級担任に聞けば、私のクラスに何人いますよというのはすぐ出てくると思うんです。そういう調査方法でないと、行政が福祉と一緒に市教委と行ったって全然分かりませんよ、数は。校長は、まだそれを把握していないんです。担任が一番詳しいと思いますよ。どうでしょうか。

○原田学校教育課長

委員仰せのとおり、やはり、児童、生徒に接する機会の多い担任が気づくこと、また家庭訪問等を通じて情報を把握しているところが多いことも認識しているところです。もちろん、先ほど申しました教育委員会と福祉部局が学校を訪問している際には、当然、その学校の中の生徒指導部等が担任からの聞き取りをもとに情報を集めておりますので、担任が持っている情報については、基本、共有できていると認識しているところでございます。

以上でございます。

○西崎委員

市教委の結論は今、何回も上がっておりますけど、光市内においては小中学生に、ヤングケアラーに該当する生徒、児童はいないということですけど、これは大きな私はクエスチョンマークをつけております。かなりいると思っっているんです。光市に10人でも20人でもいないと、これ社会問題にならないと思っておりますので、ぜひ早急に調査をされるように、望みます。よろしく申し上げます。

○早稲田委員

それでは、数点質問させていただきます。先日の一般質問におきまして、G I G Aスクール構想についてお尋ねしましたときの回答の中で、タブレット等は画面割れの状況が起きているという御回答がありまして、実際の状況といたしますか、どの程度なのかとか、小学生と中学生でどうなのか等が分かりましたらお願いいたします。

○吉永教育総務課長

中学校で活用しておりますタブレット端末の画面割れ等の状況についての御質問をいただきました。令和4年度の年間の状況で御説明させていただきますと、画面割れ、いわゆる破損でございますけれども、破損は小学校が22台、中学校が17台、合わせて39台でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

小学校22台、中学校17台ということですが、これは先ほどの同僚議員のタブレット端末の答弁のところで、全体の台数が出てきましたけど、3,552台というのは今からの想定の数でしたっけ、それとも現状で3,552台分の破損の状況なんですか。どちらですか。

○吉永教育総務課長

現在導入している台数が3,552台でございます、そのうち39台が破損と。そのうちさらに直した部分もありますけれども、そういう状況ではございます。

○早稲田委員

この破損したものについては直したり新規のものを活用したりして、今はもう通常どおりの台数で運営しているということでしょうか。

○吉永教育総務課長

必要に応じて修理をしている部分もありますけれども、先ほどの3,552台、導入しております、児童生徒の数も減っておりますことから予備もあるということで、直していないものもあります。いずれにしても、今、使用している部分に関しては、画面割れ

がない状況で使用ができているという状況でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

理解しました。

続きまして、先ほども同僚議員が尋ねていたんですけれども、今後のリース契約が切れて、令和7年12月末までということなんですけど、機器更新には約3億円以上の費用の概算が出ているということでした。それらは、タブレットに関しては全て新規の予定なのでしょうか。または導入の際には、タブレット以外にも大型テレビとかモニターとかウェブカメラ等も含んで導入されたと思うんですけれども、今後の更新にはタブレットを新規、ほかのものはどうだとかいうような予定はあるのでしょうか、お尋ねします。

○吉永教育総務課長

タブレットであったり、その辺りの周辺環境機器、この辺りは次回更新時にどのように取り扱うのかという御質問をいただきました。

先ほど少し御説明をさせていただきましたが、今後タブレット端末をリースも含めてですけれども、更新を検討するに当たってはいろんな条件等もありますので、その際に適切な仕様というものを定めて導入をしていく予定になっておりますが、一方で、併せて導入している、随時導入しているウェブカメラであったり、大型のディスプレイ、テレビ等につきましては、タブレットに合わせて更新するのではなくて、それは引き続き使用していくと。その都度、修理だったり、更新が必要になれば、併せて、その時々ギガスクール構想に必要な機器等の更新ということで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○早稲田委員

全て新規に取り組まなくても、まだ使用できるものはできれば使用して、経費といたしますか、予算を検討していただけたらと思っております。

また、先ほど、国等の補助金について同僚議員が尋ねたときも、現在の8月末の概算要求では、3分の2で、1台当たり4万5,000円というふうにおっしゃったと思うんですけれども、これはあくまでもタブレットにつきということで、ほかの機器についての何か補助等については、今のところはいかがなものでしょうか、出ていますでしょうか。

○吉永教育総務課長

現時点でその辺りの国の概算ということでの確認はできておりませんが、導入時にはタブレット同様、補助を活用して導入しております。したがって、今後、国のGIGAスクール構想に基づいて、その必要なタブレット以外の機器を検討する際も、そうした補助等を前提といたしますか、そういったものもきちんと確認をしながら、整備ができていければと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。教育委員会におかれましては、施設一体型等いろいろと予算がたくさん必要になってくるとは思いますので、更新時の際には、いろいろと、デジタル教科書に対応したスペック等、先ほどもおっしゃっていましたが、いろんなことが、今とはまた違ってくるとは思いますので、よく検討していただけたらと思います。

次に、イングリッシュプラン光についても質問いたしましたけれども、そのときに、海外留学と国内留学についてどのような違いがあるかというところで、やはり、家庭、個人に対する負担等も違うということで、海外の場合は、旅費等がかなり、30万円以上かかるということですが、国内留学事業について、今回行ったときの個人負担について、お伺いするのを忘れておりましたので教えていただけますでしょうか。

○吉永教育総務課長

国内留学事業の個人負担の額ということで御質問いただきました。国内留学事業につきましては、去る7月に長崎県のハウステンボスを会場にして英語研修を行っておりますが、その際の個人負担で申し上げますと、生徒1人当たり、個人負担として5万円ということになっております。15人参加しておりますので、75万円ということになっております。

以上でございます。

○早稲田委員

1人5万円ということで理解しました。各御家庭によって取り組みやすい金額等があると思いますので、国内留学事業も有意義なものであったのではないかというふうに推察しております。

また、イングリッシュプランについてもう一点質問いたします。光市独自でいろいろ取り組まれておる中で、成果を図る指標等がありますかということで、実際にはアンケート等という答弁だったかと思うんですけれども、そうではなくて、どのような成果、世の中に一般的にある英検であるとか、TOEICとかTOEFLというんですかね、そういった試験についての受験状況で把握しているものがありましたらお示してください。

○原田学校教育課長

イングリッシュプランによる効果や評価を図る目安ということで、一般質問の方でも教育長から答弁をさせていただいたところですが、イングリッシュDAY in 光や国内留学等実施後のアンケートや振り返り、それから日々の授業の振り返りや児童生徒がどのような英語力を身に付けるか、何ができるようになるかなど、学習到達目標を明らかにしたCAN-DOリストを用いた評価などを行っているということで回答させていただきました。これにより個々の児童生徒の成長や、日々の授業実践などの継続的な評価改善を行っているところでございます。

また、受験する対象の学年の児童生徒だけにはなるんですけれども、外部評価として

小学校6年生を対象として実施する英検Jr. や、中学校2年生を対象に行う英検I B Aも実施し、長期的な評価も行っているところがございます。

その他の英検や、TOEIC、TOEFLといった試験の受験状況につきましては、塾などでも行われている様々な種類の英語の検定等、全てを現在把握できていないところがございます。日本英語検定協会のいわゆる英検につきましては、市内の各中学校で受験できる機会を年間3回程度設けていることから、令和5年度につきましては、現時点までに延べ100名以上の生徒が受験していると把握しているところがございます。

以上でございます。

○早稲田委員

延べ100名ということですが、外部評価のそういった試験を受けるということも、やはり評価の対象としてはいい目安になるのかなと思うんですけれども、その100名というのは、過去の状況からは受験としては増加しているのでしょうか。

○原田学校教育課長

申し訳ございません。過去の受験者数を把握できておりませんので、比較はできていないところがございます。

○早稲田委員

分かりました。イングリッシュプランを推進していく中で、やはり一つの目安として、年々が増えて、実際の全体数が減っていくから、分かりにくいかなと思うんですけれども、児童数の割合的に、受験者、外部の試験を受ける受験者や合格者が増えていくことを希望いたします。

以上で私の質問は終わります。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第46号 令和5年度光市一般会計補正予算（第7号）〔所管分〕

説 明：北川財政課長 ～別紙

質 疑

○西村委員

それでは1点ほど、後学のために教えていただきたいんですけども、基金管理事業のそれぞれ財政調整基金、減債基金積立金、あと庁舎整備基金積立金等ありますが、基金を積み立てる際の基準とございますか。どういうふうに額の割り振り、その辺りを決めているのか。その辺りをもう少し教えていただければと思います。

○北川財政課長

基金の積立ての考え方についてのお尋ねでございますが、まず地方財政法によりまして、剰余金のうち、2分の1を下らない額は翌々年度までに積み立てるようという定めがございます。

しかしながら、その積立ての内訳については法令では定まっておきませんので、本市で一定の考え方をもって整理しておるところでございます。まず、財政調整基金につきましては、年度間の財源不足、この平準化を図るという目的を持っております。本年度におきますと、当初予算で8億1,000万円、財政調整基金繰入金を計上しておりますことから、年度末の残高、こちらを一定程度維持する必要がありますので、このたび6億4,000万円を追加したところでございます。

減債基金につきましては、こちら後年度の公債費負担の平準化を図るため、一定程度、毎年度、積み足しておるところでございます。こちらについても、当初予算で5,000万円の繰入金を計上しておりますことから、このたび、剰余金10億円程度のうち1億円を積み増して、後年度の公債費負担に備えようとするものでございます。

また、庁舎整備基金につきましては、当初予算で8億円計上しておりますけれども、今後いずれ来るべき庁舎整備に備えて、今年度につきましては2億円という計上でございます。

もちろん、この額につきましては、積立金に回せる剰余金の額の上下によりまして多少の変動、また当初予算でどの程度、基金繰入金を計上したかによって、その都度判断をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。一定程度は条例とか法令の中で決まっておると。そのほか、細かいところに関しては、各自自治体によってそれぞれの考え方に基づくというところで理解をいたしました。ありがとうございます。

以上です。

○仲小路委員

それでは、最後の7ページですけれども、地方交付税の普通交付税の2億1,104万3,000円の補正につきまして、この内容というのとは分かりますでしょうか。

○北川財政課長

地方交付税についてのお尋ねでございますけれども、毎年度4月から5月にかけて、全国で地方交付税を算定するために様々な数値、こちらを集計いたします。7月には全国の自治体の交付税額というものが決定されるわけでございますけれども、この中で、本年度、本市では40億1,104万3,000円という決定がなされましたことから、当初予算で計上しておりました38億円との差額、2億1,104万3,000円、こちらを補正予算として計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

討 論：なし

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

○西崎委員

庁舎整備基金の積立金でございますけど、今年度当初予算と変更予算合わせて10億円になりましたが、新庁舎整備基金の最終目標額というのはいくらぐらいを考えていらっしゃいますでしょうか。

○北川財政課長

庁舎整備基金の積立目標額についてのお尋ねでございますけれども、庁舎の建設時期であったり整備手法であったり、どこに建てるのかも含めたものも含めて、いろいろと決まっていないものがございます。

このため、事業費であったり、一般財源がどのぐらい必要なのかという算出ができないことから、現時点では明確な目標額というものは定めてはおりません。

以上でございます。

○西崎委員

市川市長の努力で、1年で10億円も積み立てることになったわけです。

私の、これは勝手な構想なんですけど、山口県下の市役所で建て替えの工事も始まっていない、完成のめども立っていないのは光市だけになったんです。山口市も今年度から工事が始まり、防府も来年の4月から供用開始に向けて、今、工事が大方もう進んでいるという状況なので、この問題はあんまり放っておけないと思います。

一応、昨今の建設費、資材の高騰等を見ましても、光市でも恐らく90億円ぐらいかかるんじゃないかと思うんです。私、ほかの市を見ますと、自己資金というか、積立金が大体2割ぐらいになったら一応着手できる体制に、皆、入っているんですよ、あとは基金とか補助金を集めて。

そういうことで、ぜひ、私としたら、来年度ぐらい、ひよっとしたら20億円近くなるかもしれないので、なるべく急ぐ必要があるんじゃないかと思います。その点、どうでしょうか。

○北川財政課長

庁舎整備に向けて、積立てを急ぐ必要があるのではないかというお尋ねかと思えます。

本市といたしましても、先ほど、別の委員にお答えさせていただきましたように、基金の積立てにつきましては、その時々々の財政状況であったりというものをいろいろ勘案しながら積立てを行っております。庁舎整備基金の早期積立てという御要望につきましても理解はいたしますが、財政状況を見ながら、時々で判断をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西崎委員

次の質問します。

これは情報DX推進課になると思うんですけど、スマホ購入支援事業ですけど、今年度も200万円ほど、高齢者のスマホ購入支援事業に予算が計上されております。去年は1,000万円。これの支援を得て購入した実績は何人ございましたでしょうか。

○藤井情報・DX推進課長

スマホ購入支援事業は、デジタル格差是正に対応し、誰一人取り残されないデジタル化実現のため、スマートフォンを所持していない65歳以上の市民を対象に、スマートフォンの購入支援のため上限1万円を支給するもので、令和4年度は当初予算において1,000万円計上いたしました。3月補正において、実績を反映し、200万円に減額をいたしました。

また、令和5年度当初予算では、委員御紹介のとおり、200万円でございます。

御質問の交付実績でございますが、令和4年度は8月に事業を開始し、決算前でございますので速報値となりますが、交付件数は139件でございます。

また、令和5年度の交付件数は8月末時点で46件でございます。

以上でございます。

○西崎委員

想定よりかなり低いということが分かりましたが、この原因はどういうふうに分析されておられますか。

○藤井情報・DX推進課長

交付件数が少ないのではないかと御指摘を頂きました。

市内のスマホショップのほうには御協力を頂いていますので、そちらのショップのほうに購入に行かれた方については漏れなく申請を頂いているものと考えておりますが、それ以外、この制度自体を御存じない方が、買替えをしようというふうに思われていないことが多いのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○西崎委員

スマホを必要とする方は既に自費で購入されている人も多かったらうし、今、課長がおっしゃったように、この事業のPRも不足していた面があるかもしれません。

次に、令和5年度、購入者に対して、取扱いの講座を開催する委託費が計上されておりますが、これはまだ開催されていないのでしょうか。

○藤井情報・DX推進課長

スマホ講座につきましては、令和4年度に開催いたしました。

令和5年度については、10月から開始する予定としております。

以上でございます。

○西崎委員

令和4年度の講座は、ちなみに何人ぐらい参加されましたでしょうか。

○藤井情報・DX推進課長

御質問の受講人数でございますけども、令和4年度は12月から2月までに計19回開催し、決算前でございますので速報値となりますが、81人の方に受講いただきました。

以上でございます。

○西崎委員

なるほど。講座は結構、予想外の81人という方が受講されたということで、これ、一定の成果があったんじゃないかと思えます。

来年の話になりますけど、来年度もスマホ購入支援事業は継続されるお考えでございましょうか。どうでしょう。

○藤井情報・DX推進課長

来年度の予算要求の過程の中で判断をしてまいりたいというふうに考えております。
以上でございます。

○西崎委員

了解いたしました。
以上です。

○仲小路委員

それでは、民間提案制度についてですけれども、令和5年度光市民間提案制度審査結果において1件の提案が採択になり、今後、詳細協議、契約の締結なりを期待しておりますけれども、令和4年度光市民間提案制度において採択となりました、2つございまして、1つは「新たな財源ゼロで地域レジリエンスと脱炭素化の同時実現に向けたご提案」、それから、2つ目が「リースを活用した省エネ・創エネ設備の導入による財政負担軽減、付帯サービスによる市民サービスの向上」とありますけれども、これの現在の進展の状況はどのようになっていますでしょうか。

○北川財政課長

民間提案制度の進捗状況のお尋ねでございます。

こちらの制度につきましては、制度設計については私ども行政経営室で行っておりますけれども、採択後の業者との打合せ等につきましては、所管課である環境政策課が行っておりますので、進捗状況については、私からお答えすることはできません。

以上でございます。

○仲小路委員

ということは、これにつきましては、もう最終の完了まで、所管のところで完了するという事よろしいでしょうか。

○北川財政課長

そのとおりでございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それからもう一つ、同じく民間提案制度のコネクテッド・ラボひかりのネーミングライツ提案型について、今、載っておりますけれども、これの事前相談あるいはまた現在受付中ですが、受付の状況等はどうなっていますでしょうか。

○北川財政課長

ネーミングライツ提案型に係る状況についてのお尋ねでございますが、現在、1件、

ネーミングライツの導入について事前相談を受けたところでございます。

その後、所管課におきまして導入の可否を判断した結果、総合的な判断で、このたびにつきましては導入不可となったところでございます。

また、提案書が9月29日まで受付かどうかということでございますけれども、現在のところ、受付はございません。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。状況を確認いたしました。ありがとうございます。

○西村委員

それでは、2件ほどお伺いをいたします。

昨今、マイナンバーの関連で、誤登録ということがホットな話題になっているかと思うんですけれども、一応、マイナンバーと個人情報のひもづけ誤りに関する総点検の、こういったニュアンスのお話が国から来ているものと認識をしておるんですけれども、それに基づいた調査をまず行ったかどうか、そして、行ったのであればその結果はどうだったのか、この2点をまずお伺いします。

○藤井情報・DX推進課長

マイナンバーと健康保険証や共済年金などの個人情報とのひもづけに誤りがあることが確認されたため、国においてはマイナンバー情報総点検本部を設置するとともに、マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度等について、ひもづけが正確に行われているか、確認することとなりました。

それを受けて、本市においても、住民記録や税、福祉といった各制度所管省庁から、制度ごとに、国から示された確認方法に沿って、現場で行われているひもづけ方法の確認を実施いたしました。

その結果、本市においては、個別データを点検する必要があると判断された業務はなく、また、9月6日に国から公表された個別データの点検対象機関には含まれておりません。誤ってひもづけられた個人情報もございません。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。誤登録、誤ったひもづけがないということで安心をいたしました。

それからもう一点、小中一貫やまと学園のお話で、跡地の活用について、また今回の一般質問でも同僚議員が取り上げられていたかと思うんですけれども、その際も、今、情報を整理しているんだといったニュアンスの回答だったというふうに認識をしておるんですけれども、具体的に必要な情報の整理とか課題の抽出をしていくというのが、いつまでにこれが完了するのかというところと、現時点でどの程度進んでいるのか、この

辺りをお伺いいたします。

○佐々木企画調整課長

やまと学園の遊休財産の利活用に関する御質問でございます。

やまと学園の整備では、先行する小学校の再編の時期を令和7年度の開始が適当としておりますことから、遊休財産の利活用等の方向性を検討することに時間的な余裕がそれほど多くありませんので、今年度中のできるだけ早期に情報収集や課題抽出をしていきたいと考えております。

こうしたことから、7月の中旬には、現在の小学校施設の使用状況と将来に向けた施設活用の意向について各部局に対して調査を行いまして、現在、その内容について整理を進めているところでございます。

こうした状況を整理した後に、その課題を踏まえて利活用等の可能性について検討を進めてまいるわけですが、その際には、公共施設の量と質の最適化を進める公共施設マネジメントの観点や、民間活力の活用など戦略的な行政経営の実現を目指す行財政構造改革推進プランの趣旨を踏まえて、市としての一定の方向性を整理していくこととしております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。各所管に振り分けというか、意向の調査をして、その結果、今、取りまとめ中であるというところかと思えます。

今後、答弁でもおっしゃられたように、様々な観点から課題をまた検討していくというところかと思えますが、おっしゃったように時間的猶予というものもさほど多くあるわけではないと思えますので、また引き続き、スピード感を持って調査をしていただければというふうに思えます。

また折を見て、いろいろと確認をさせていただければと思えます。

以上です。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

3 環境市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第50号 光市住民の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

説 明：小熊環境市民部次長兼市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第46号 令和5年度光市一般会計補正予算（第7号） [所管分]

説 明：周田環境政策課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは、歳出としてコミュニティセンター整備事業4億3,183万円が計上されていますが、これは三島コミュニティセンターの整備と旧東荷コミュニティセンターの解体との説明がありましたが、内容につきまして、もう少し詳しくお示してください。

また、歳入としてコミュニティセンター整備事業費4億2,740万円が計上されていますが、歳出との差額についてお示してください。

○讚井地域づくり推進課長

コミュニティセンター整備事業4億3,183万円のもう少し詳しい内容ということで御質問をいただきました。

補正予算書の9ページをお願いしたいと思います。

上から3段目、コミュニティセンター整備事業4億3,183万円のうち、建設工事管理委託料、施設整備工事、上水道加入金につきましては、三島コミュニティセンター整備事業、その下の旧コミュニティセンター解体事業負担金は旧東荷コミュニティセンターの解体に係るものであります。

三島コミュニティセンター整備事業のうち建設工事管理委託料は、建設工事の施工管理業務に要する委託料であり、総額を1,730万円とし、前払金に相当する510万円をこのたび計上したものでございます。

その下の施設整備工事は、コミュニティセンター及び**附随**して整備をします消防機庫の建設に必要な経費として、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の合計で総額を9億8,970万円とし、前払金に相当する3億9,570万円をこのたび計上したものでございます。

その下の上水道加入金は、コミュニティセンター及び消防機庫に上水道を敷設する上で水道局に負担する加入金として33万円を計上したもので、合計で4億113万円を計上しております。

その下、旧コミュニティセンター解体事業負担金の3,070万円は、J Aとの区分所有の建物である旧東荷コミュニティセンターの解体に係る本市の負担分を計上したものでございます。

続きまして、歳入であります市債との差額についてでございますが、補正予算書の7ページを御覧いただきたいと思っております。

下から6段目に、コミュニティセンター整備事業債として4億2,740万円を計上しております。これは三島コミュニティセンターの財源として、出張所を除くコミュニティセンター部分と消防機庫に充当率100%で合併特例債より有利な起債、緊急防災・減災事業債3億7,590万円を充当し、出張所部分に充当率95%の合併特例債2,400万円を充当しており、123万円が一般財源となっております。

また、東荷コミュニティセンター解体に係る財源として、アスベスト除去に係る経費に充当率95%の一般事業債1,190万円、解体事業に係る経費に充当率90%の公共施設等適正管理推進事業債1,560万円を充当しており、320万円が一般財源となっております。

したがって、三島コミュニティセンター整備事業と旧コミュニティセンター解体事業を合わせまして、起債充当額が4億2,740万円となり、歳出との差額443万円は一般財源となっております。

説明は以上となります。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

○西村委員

それでは、コミュニティセンター整備事業のうち旧コミュニティセンター解体事業負担金について、もう少し教えてほしいのですが、これは先ほどの冒頭の説明でJ A山口さんに対しての負担金だと理解をしたのですが、おおむね6,100万円のうちのほぼ半分だと3,070万円ですが、この算出に当たっての根拠と負担割合は50%ということかということの2点を確認いたします。

○讚井地域づくり推進課長

まず、負担割合ですが、旧東荷コミュニティセンターの解体事業の本市の負担割合は50.21%となります。

算定に当たっての根拠ではありますが、負担割合を検討する際、現実的な選択肢として建物面積の案分または建設当時の事業費案分等が考えられるところでありましたが、建設時の状況に沿えば建設当時の事業費案分が合理的であるということから、建設当時の事業費案分ということにしたものでございます。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。

それで、6,100万円が解体にかかりますということで今回の計上だと思うんですが、先ほども歳入の話でアスベストの関係で95%の充当率という話もちらっとありましたが、やはり少し解体にしては高額であると感じるわけですが、そのあたりはアスベストの周りというものが関係しているのか。もう少しそのあたりを教えていただければと思います。

○讚井地域づくり推進課長

コミュニティセンターの解体の事業費を算出するに当たりまして、6月の補正予算にてアスベスト調査に係る負担金の御議決をいただいたところです。

J Aが実施したアスベスト調査の結果、旧東荷コミュニティセンターからは25検体のうち2か所で最も深刻なレベル1のアスベストが検出されました。アスベストを含有する建材は、その飛散性によりレベル1から3に分類されております。レベル1は最も飛散性が高く、除去する場合は作業場所をビニールシート等で覆い、集じん・排気装置を用いて負圧化、減圧の工程を得ること、作業員は呼吸保護用具や保護衣を着用すること、それから特別管理産業廃棄物の処理施設で処理を行うことなどの措置が必要とされております。アスベスト除去に高額な費用が必要となるためでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。アスベストの一番深刻なものが出ているということで、それに係る処分であったりということに高額な費用がかかるということで一定の理解をいたしました。

もう何点かお聞きするんですが、先ほどのアスベストとも関わるんですが、この旧東荷コミュニティセンターは、いつ新築で建てられた建物なのか。そのあたりをお伺いします。

○讚井地域づくり推進課長

昭和50年建築でございます。

○西村委員

ありがとうございます。

アスベストの調査をしたのは東荷と塩田だったと思うんですが、塩田のコミュニティセンターに関しても同様の年代に建築をされたということですか。

○讚井地域づくり推進課長

塩田につきましては、昭和52年の建築でございます。

○西村委員

ほぼ同年代というところですが、塩田のほうに関してアスベストの調査の結果はどうだったのか。そのあたりをお伺いします。

○讚井地域づくり推進課長

旧塩田コミュニティセンターのアスベスト調査では、27か所の検体のうち5か所でレベル3のアスベストが検出されました。しかしながら、深刻と言われているレベル1及びレベル2のアスベストについては検出されませんでした。

したがって、特別な解体事業を行うものではなく通常のアスベスト除去の対策をして適切に処分をされることとなります。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。同じ年代で建てられたものとはいえ、やはり調査の結果に差があるということで理解をいたしました。ありがとうございます。

以上です。

○林委員

よろしく願いいたします。

今、同僚委員がいろいろと質問をされましたが、旧コミュニティセンターの解体事業の負担金のところの質問ですが、ここはJAを事業主体とした理由は何でしょうか。その点をお尋ねしたいと思います。

○讚井地域づくり推進課長

旧東荷、旧塩田のコミュニティセンターの建物の所有は光市とJAの区分所有となっておりますが、建物の敷地はJAの所有となっております。また、概算ベースではありますが、市のほうで両施設の解体に向け標準的な解体費用ということで事業費を試算したところ、JAの見積り額のほうが低かったということから、JAと協議をしてJA側で施工を行うということにしたものでございます。

以上です。

○林委員

見積り額が低かったということでJAのほうを事業主体にしたということがよく分かりました。

先ほど縷々説明をいただいたんですが、今後のスケジュールはどのようになるのかをお尋ねしたいと思います。

○讚井地域づくり推進課長

今後のスケジュールについてですが、補正予算御議決の後、J Aにより入札を実施して事業者を選定いたします。そして、今年度内に旧東荷のコミュニティセンターの解体をする予定としております。

旧塩田コミュニティセンターにつきましては、J Aの意向を踏まえまして、令和6年度に実施したいと考えております。

以上でございます。

○林委員

分かりました。東荷のほうが先であるということで、入札も今後されていくということでありました。

それでは、最後でございますが、これを入札して解体した後の土地の活用はいかになさるのか。その点だけお尋ねします。

○讚井地域づくり推進課長

先ほども申し上げたのですが、旧東荷、塩田コミュニティセンターの敷地はJ Aの所有となっておりますが、J Aからは解体後の跡地の利用について、現時点においては特に予定はないと伺っているところであります。

そのため、現在、旧東荷コミュニティセンターの敷地には防災行政無線がありますし、旧塩田コミュニティセンターの敷地については、コミュニティセンター用の駐車場用地として当面の間は引き続きお借りしたいと考えております。

以上でございます。

○林委員

東荷のほうは行政無線があるということで、私も聞いて思い出しました。塩田のほうもこのような形で利活用をされる計画であるということはよく分かりました。今後、計画、解体といろいろな面がございますが、どうぞ十分に安全性を極めてしていただきたいなと思っております。終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第47号 令和5年度光市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

説 明：小熊環境市民部次長兼市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第49号 令和5年度光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

説 明：小熊環境市民部次長兼市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

（2）その他（所管事務調査）

質 疑

○仲小路委員

それでは、光市省エネ家電購入支援補助事業（省エネ家電買替応援キャンペーン）は当初500万円の予算でしたが、その後、補正予算で2,500万円を追加して総額3,000万円となり、8月に終了いたしました。対象家電のエアコンと冷蔵庫のそれぞれの件数と金額をお示してください。

○周田環境政策課長

光市省エネ家電購入支援補助金につきましては、8月30日に受付を終了したところでございます。

委員お尋ねの予算総額3,000万円に対するエアコンと冷蔵庫の申請件数と金額についてお答えいたします。

まず、エアコンですが、補助件数265件、補助額**1,222**万4,000円でございます。次に、冷蔵庫ですが、補助件数419件、補助額1,773万6,000円で、合計で補助件数684件、補助金額2,996万円となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。無事に終わったということでよかったですと思います。

それで、実際には残額が5万円を切ったところで終了となりましたが、終了後に申請に来られたような方はいらっしゃいましたでしょうか。

○周田環境政策課長

受付終了後に申請に来られた方ということでございますが、お電話でのお問合せは何

件かありましたが、申請に来られた方はいらっしゃいませんでした。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。

実際には補助金の振込が完了するまでに相当な作業量があり、大変に御苦労されたと思いますが、申請から振込までの実際の手順と要した時間というのはどのぐらいありましたでしょうか。

○周田環境政策課長

申請から振込までの実際の手順についてお答えいたします。

窓口申請に来られましたら、まずは申請要件を満たしているか、申請書類がそろっているかなどを確認した後、申請書をお受けします。次に、審査を行い、補助金の額を確定させた後、申請者に補助金交付決定通知書を発送するとともに、振込の事務処理を行う流れになります。

次に、これらの事務処理に要した時間でございますが、申請が込み合っていた時期の事務処理については、全ての処理に2か月以上かかっておりましたが、申請が落ち着いてからは1か月程度となっております。なお、本補助金の振込については、今月中には全て完了する予定となっております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。大変に作業が多かったと思います。今回は、当然初めての取組でありましたし、様々な経験をされたと思いますが、具体的によかった点、また反省すべき点がありましたらお示しください。

○周田環境政策課長

初めによかった点でございますが、このたびの反響や多くの方に申請いただいたことで市民の皆様のライフスタイル転換や脱炭素化の推進への1つの足がかりになったことだと考えております。

また、制度実施に当たっては家電販売店の御協力が不可欠であり、家電販売店をはじめとする積極的な周知活動を行いました。こうした周知活動や短期間で多くの事務処理を行ったという実績は、職員にとって、今後、その他の事業に活かしていけるものと考えております。

次に、反省すべき点でございますが、短期間に申請が重なったことから、審査等の事務処理に時間を要したため振込までに時間がかかり、申請された方々に御迷惑をおかけしたことでと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

もう1点ですが、これはごみの件ですが、違反ごみの対応につきまして、ごみの収集所において回収業者が違反シールを貼って回収しないごみについて、その集積所を利用している人に回覧をして排出者が分からなかった場合は、回覧物を環境事業課に自治会等で持参して申請書に記入すれば個別で回収するようになっておりますが、この個別の回収件数について、毎月どの程度で推移していますでしょうか。

○山田環境事業課長

違反ごみへの対応についてのお尋ねでございます。

分別や出し方の間違いなどにより違反シールが貼られ、回収されなかった違反ごみの対応につきましては、正しく分別等をやり直して次回の収集日に出し直していただくか、または委員御案内のとおり、置場利用者に回覧等で周知を行っていただき、それでも排出者が不明な場合は、申請により環境事業課の職員が個別に回収処理を行っております。

この個別の回収件数ですが、直近2年間の実績で申し上げますと、令和4年度が38件、令和3年度は28件ございましたので、平均いたしますと月に二、三件程度となります。

以上となります。

○仲小路委員

分かりました。状況を確認いたしました。ありがとうございました。

○西村委員

それでは、何点かお伺いをさせていただきます。

先行委員も、違反ごみについてお尋ねしておりましたが、少し別の観点から私もごみの回収について何点か教えていただければと思います。

昨今、いろいろな方から、やはりごみを出しに行けないとか、違反ごみの回収を再分別するのがすごい負担だと、それをもとに自治会に所属するのがという話も多く聞かれる中ですので、現状の把握から含めて少し項目が多いですが確認させていただければと思います。

まず、ごみの回収について、それぞれ可燃と不燃ごみは、今、地区ごとに収集の方法が異なっていると認識をしているんですが、この回収方法の詳細についてまず教えていただければと思います。

○山田環境事業課長

ごみの収集方法についてのお尋ねです。

可燃ごみ、不燃ごみともにステーションでの回収が基本となっておりますが、光地域の一部エリアでは可燃ごみの戸別回収がございます。なお、光地域は可燃ごみと不燃ごみのステーションの場所が異なっておりますが、大和地域では可燃ごみも不燃ごみも同一のステーションでの回収となっております。

以上です。

○西村委員

光地域の一部で可燃ごみの戸別回収をしているところもあるということですが、もし可能でしたら、どの地区、どのあたりで可燃ごみの戸別回収が行われているのか。そのあたりをもう少し教えていただければと思います。

○山田環境事業課長

可燃ごみの戸別回収ということでございますが、光地区の一部のエリアで可燃ごみの戸別回収を行っておりますが、これは特定の決まったエリアだけにあるわけではございません。道路状況などにより道路幅が狭くステーションの設置ができない場合や、過去から戸別回収となっているエリア、個人購入を理由として既存のステーションに入れてもらえないなどのケースで戸別回収となっているエリアがあり、特定のエリアにあるというわけではございません。

以上となります。

○西村委員

分かりました。そういった状況であるということを理解いたしました。

今のごみの回収の箇所についてですが、6月の同僚議員の一般質問の答弁の中で、本市のごみ集積場は、可燃ごみ置場、不燃ごみ置場、合わせて約6,000か所というような答弁があったかと思いますが、これのそれぞれの内訳をもう少し教えていただければと思います。

○山田環境事業課長

置場の数のお尋ねです。

市内全域で可燃ごみ置場は、約5,800か所、不燃ごみ置場が約700か所ございます。可燃ごみ置場と不燃ごみ置場を兼ねている集積場もございますので、ごみ置場の総数としては約6,000か所となります。

以上となります。

○西村委員

内訳をありがとうございます。分かりました。

今現在、ごみの回収のコストについては、可燃、不燃等でそれぞれどれぐらいかかっているのかを教えていただければと思います。

○山田環境事業課長

収集運搬にかかるコストですが、令和3年度の決算値で申し上げますと、可燃ごみが約1億8,000万円、不燃ごみが約1億円となっております。

以上となります。

○西村委員

承知いたしました。それぞれ1億8,000万円と1億円程度でランニングコストがかかっているということで理解をいたしました。

また、これは市民の声でもあるんですが、ごみの分別が非常に多岐というか、細かいと感じられている方が多いという認識なんですが、このごみの分別は十何種類かあったと思うんですが、そのごみの分別については何か決まりというか、何か条例か、そういったものに基づいて、こういうものに分別をしなければならないと、どこかに明記をされているものがあるのか。そのあたりをお伺いいたします。

○山田環境事業課長

ごみの分別につきましては、光市廃棄物の減量、適正処理等に関する条例で、市民と市それぞれの役割が定められております。市民につきましては、第5条で廃棄物の発生抑制や資源化の促進、分別排出に努め、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力することが定められ、一方、市については、第13条、14条で、一般廃棄物処理基本計画でごみの分別と処理方法を定めることとなっており、この基本計画に従い、ごみの分別、収集運搬を行っております。

以上となります。

○西村委員

ありがとうございます。その条例と基本計画に基づいてごみの分別が区分をされているということで理解をいたしました。

今、現状をさらっと確認させていただきましたが、やはりごみの問題というのは非常にどの自治会でも抱えられている問題だと認識をしております。1つは、自治会に所属すると分別等のごみの当番が回ってくるのが非常に負担になると、今のごみの分別の話も非常に厳しいのではないかといった声もいただいているところです。

そこでですが、自治会によっては、そうは言っても、先ほど同僚委員の答弁の中にもありましたが、制度として市が違反ごみを最終的には回収してくれるという制度のフォローがあるとはいえ、なかなか夏場に長期間にわたって違反ごみを置いておくこともできない中、業者に委託をして回収することができないかと、そういった視点も中にはあると思っています。

そこで、所管はまたがるんですが、例えば連合自治会とか、そういったものに交付される宝くじ助成事業のように、各コミュニティ単位に助成をして、自治会単位に資金援助をするということによって、回収されなかったごみを業者に委託して回収してもらうような場合の補助というもの自体は制度上できないのか。そのあたりをお伺いいたします。

○讚井地域づくり推進課長

宝くじの助成事業についてですので、私のほうからお答えをいたします。

一般財団法人自治総合センターが実施しております宝くじの社会貢献広報事業は、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備等々に対し助成を行いまして、地域のコミュニティ活動の充実、強化を図ることによりまして、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するとされております。

本助成事業の活用について、本市では光市連合自治会を実施主体として、このコミュニティ助成事業の数あるメニューのうち一般コミュニティ助成事業に申請をしております。

この事業の対象は、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業とされております。

委員仰せの回収されなかったごみを業者に委託回収してもらう場合の補助につきましては、県にも確認をいたしました。一般コミュニティ助成事業についてはコミュニティ活動に直接必要な設備等の整備が補助対象となっております。いわゆる業務委託は対象となりませんとの回答をいただいております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。難しいということで理解をいたしました。

また、これも所管が違うんですが、高齢者の中にはやはりごみのステーションまでごみを出しに行けないと、それが困難だという方もいらっしゃる中で、そういった観点から、今、バス・タクシー運賃助成事業といった高齢者向けの補助というものも、経済、福祉の観点からあるわけですが、同じような観点、同じような条件で、ごみ出しが困難な世帯にごみの回収の補助というか、手助けをするといった制度自体の検討というものができるのか、できないのか。そういった補助をすることができないものでしょうか。そのあたりをお伺いいたします。

○山田環境事業課長

バス・タクシー運賃助成制度につきましては、一定の条件を満たす高齢者を対象に運賃の一部を助成するものと思いますが、ごみ置場へのごみ出しにつきましては、自己負担が伴わないことから同様な補助は想定しておりません。

しかしながら、高齢者のごみ出し支援につきましては、本市も含め多くの自治体が抱えている課題の1つと認識しております。福祉部局の介護保険サービスなどによるごみ出し支援もございますが、ごみ出しの時間が早いなどの課題があることもお聞きしております。現行のごみ処理体制を維持しつつ、高齢化等の社会変動にいかに対応していくかが課題となりますが、本市のごみ処理の現状に即した持続可能な仕組みについて関係所管とも連携して研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○西村委員

ありがとうございます。縷々質問してまいりましたが、やはり本市を取り巻くそういった状況というのは厳しい状態であると思いますので、ごみの分別、あるいはごみ出しが困難な方への支援等も含めて、今後とも、研究、検討していただければと思います。これは要望とさせていただきます。

それから、別のお話しになりますが、アルゼンチンアリ対策についてお伺いいたします。

光井地区で一斉防除の取組等をされているかと思いますが、これに関しての成果というか効果、このあたりを分かる範囲でお答えいただければと思います。

○周田環境政策課長

今年度の光井地区のアルゼンチンアリ対策につきましては、防除計画に沿って、6月、8月、10月の年3回の一斉防除を防除対象自治会の御協力により実施しており、現在までに、計画どおり、6月、8月の一斉防除が終了しております。

お尋ねの一斉防除の効果でございますが、効果は経年変化で見ていく必要があります、光井地区の防除対策は今年度から着手しているため、経年変化を正確に捉えることはできない状況でございますが、昨年実施した生息範囲の特定のための調査結果と現在までに2回実施したモニタリング調査結果を比較する限りでは、生息範囲は拡大しておりません。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。年数を追ってみないと正確なところはということかと思いますが、現時点で生息の範囲が拡大していないということで一定の効果があるものと認識をいたします。

私もようやくアルゼンチンアリの見分けがつくようになりまして、見かけるたびに駆除するんですが、なかなかとんでもない数というか、これが家の中に入ってくると嫌だなと思うんですが、一般の感覚からすると、なかなか毒があるとかそういうものではないので、危機意識が低いような印象を光井地区では受けています。いろいろな考え方があるので何とも言えないところですが、そういった認識の啓発というか、意識の統一等も含めて、また10月にも一斉防除があると思いますし、来年度以降も何かしらということになってこようかと思いますが、引き続き取組をよろしく願いいたします。

それから、自転車のヘルメットの関係でお尋ねをしたいんですが、ヘルメットの着用というのが13歳以上も努力義務化をされましたが、現在の市内の小・中・高生の着用状況というか、そのあたりはどのように認識をされているのかをお伺いいたします。

○山根生活安全課長

委員御紹介のとおり、本年4月からの改正道路交通法の施行により自転車に乗る全ての人にヘルメットの着用が努力義務化されることになりました。お尋ねの市内小・中・高生の現在の着用状況でございますが、市のほうで独自の調査はしておりませんので数

値的なものは持ち合わせておりませんが、印象としまして、小・中学生はほぼ全員が着用し、高校生についてはごく稀に着用者を見かけるといった状況でございます。

○西村委員

私も同様の認識であります。高校生のヘルメットの着用に関して、今後の動きというものを把握していればお伺いいたします。

○山根生活安全課長

高校生の今後の動きということでお尋ねをいただきました。

山口県教育委員会におきまして、来年度から県立高校に通う全ての生徒を対象に、通学や部活動の移動などで自転車を利用する際にヘルメット着用を義務づける予定としておりまして、今年度中に義務化に必要な校則改定や保護者説明を実施するよう各学校に呼びかけておられます。

また、市内の聖光高校におかれましても、県立学校の状況に歩調を合わせるといった方向で検討されているとお伺いしております。

○西村委員

ありがとうございます。着用をする人が増えるような方向で動いているということで少し安心をいたしました。

また、ヘルメットの購入に関して補助金を出している自治体等もあるわけですが、そういった補助についてのお考えはいかがでしょうか。

○山根生活安全課長

県内でも防府市においてヘルメットを購入した高校生世代の保護者に、申請により市内共通商品券を交付するといった制度を7月から開始されていることは承知しておりますが、現時点、光市においてヘルメット購入に際しての補助金交付制度の創設は考えておりません。

なお、同じ周南圏域であります、周南市、下松市においても同様の意向であることを確認させていただいております。

○西村委員

承知いたしました。最近、やはり市内でも自転車と車であったり、自転車に関連する事故というものは死亡事故も含めて起こっていると、私の身近なところでも自転車と歩行者の交通事故であったり、車とぶつかったというケースもあって、今は非常に高齢な方が自転車、車ともに運転をするので、なかなか危険というものも高くなってきている状況かと思えます。

努力義務ですので個人でということでは承知しておりますが、今後、少しでも市民の皆様が安心安全に交通できるように、市としてもフォローの体制が何かできないかということは、今後また研究、検討していただければというふうに要望させていただきます。

最後、もう1点なんですけれども、先ほど政策企画部でも確認をしたんですけれども、マイナンバーカードの誤登録に関する件でございまして、担当課の、国民健康保険、これに関してのひもづけ等に誤りがないかどうか、その辺りを念のため確認をいたします。

○小熊環境市民部次長

お尋ねの件ですけど、被保険者の資格情報、それからマイナンバーとのひもづけ誤りということになるかと思うんですけれども、これに関しては、保険者が被保険者情報にマイナンバーを登録する際に、何らかの手作業がありまして、その作業でのミスが主な原因というふうに言われているところであります。

このひもづけに関して、市町村国保はということなんですけれども、通常、資格取得等の際に、住民基本台帳システムとの自動連携によりまして、氏名や住所、それから生年月日、こういったものの情報と合わせて、マイナンバーも被保険者の資格情報として登録をされるということになります。このため、この段階での手作業が発生しないということになりますので、市町村国保においては、ひもづけ誤りが発生する可能性が非常に低いというふうに言われているところでございます。これは本市も同様で、住民基本台帳の情報と自動連携をしております。

今回、国のいう総点検におきまして、県からの通知に基づいて、本市の国保被保険者についても確認をいたしました。ひもづけの誤りはございませんでしたので、その旨、県への報告を行ったところでございます。

以上です。

○西村委員

ありがとうございます。ということは、後期高齢者医療のほうも同様の認識ということで、これはよろしいでしょうか。

○小熊環境市民部次長

後期高齢者医療のほうについては、基本的なところは一緒ではあるんですけれども、被保険者情報、これについては、各市町が住民基本台帳システムとの自動連携により作成したデータ、こちらを保険者であります山口県後期高齢者医療広域連合のほうに提供するというような形になります。国保と同様に、こうしたことから、ひもづけ誤りが発生する可能性というのは同じように非常に低いというような状況にありまして、このたびの総点検におきましては、広域連合のほうで点検作業を行っておりますけれども、本市の被保険者について、誤りがなかったということが確認されているところでございます。

以上です。

○西村委員

分かりました。そういった誤りがないということを知って安心をいたしました。

以上です。

○中本委員

それでは、2点ほど質問をしてみたいと思います。

まずは、下水道浄化センター敷地内に下水道の処理施設、いわゆる光市し尿等受入施設事業であります。実施設計については、今、どういう状況なんでしょうか。当初より少し遅れているというように思っておりますが、お伺いをいたします。

○山田環境事業課長

汚水処理共同化事業についてのお尋ねでございます。

汚水処理共同化事業に係るし尿等受入施設につきましては、当初、令和8年度の供用開始に向けて事業の進捗を図ってきたところでございますが、実施設計の作成業務が、設計金額の精査や関係機関との調整に時間を要しておりますことから、本年10月まで契約期間を延期することとなり、事業の進捗に影響はございますが、なるべく早い完成を目指し、今後も鋭意事業に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

なお、本事業につきましては、国の補助金を活用し整備を行うこととしておりましたが、今年度の国庫補助金の交付決定額につきましては、当初予定していた金額よりも少ない状況でございます。

以上でございます。

○中本委員

実施設計業務がちょっと遅れているということでもあります。供用開始までのスケジュールについてはいかがでしょうか。

○山田環境事業課長

スケジュールでございますが、先ほど進捗状況をお答えしたとおり、実施設計が完了していない現段階で確定的なスケジュールはお示しできませんので、今後の流れについて申し上げます。

実施設計が完了した後、できるだけ早い段階で工事に係る予算計上をさせていただき、その工事に着手してまいります。

この工事につきましては、土木建築工事をまず2か年で行い、土木建築工事の2年目に1年重複させる形で次の機械・電気工事を2か年で実施することから、合計3か年を要することとなります。

いずれにいたしましても、現時点で、し尿処理等につきまして、関係機関等の多大な御協力を頂いている状況でありますので、本事業のなるべく早い完成を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中本委員

実施設計が完了した後ということでもありますので、やや遅れていることから、令和8年度中の完成を目指すということでもありますけど、非常に完成が8年度は厳しい状況か

なというふうに推察をしております。

したがって、この事業についての、先ほど国庫補助金という話が出ておりますが、2分の1が国庫補助金ということでありました。この辺りの補助金は大丈夫でしょうか。

○山田環境事業課長

財源につきましてのお尋ねです。

財源につきましては、施設整備工事に係る事業財源確保のため、社会資本整備交付金を活用するとともに、一括設計審査を受けて、後年度の国費もしっかり確保できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○中本委員

了解をいたしました。現状、現下は、物価の高騰あるいは人件費も高くなっておりまして、総事業費は約8億円というような状況であります。したがって、この積算については十分できておりますか。

○山田環境事業課長

先ほども申し上げましたとおり、現段階で事業費がどれだけになるというようなお答えはできませんが、事業費縮減を図るため、周南流域浄化センターの管理者である県と綿密な協議・調整を図りながら、可能な限り見直しを行っております。

特に、し尿貯留設備、施設内の設備の規格サイズの小型化やそれに伴う建物本体の縮小化、し渣の搬出方法の変更など可能な限りの設計の見直しを行い、事業費縮減に向けて取り組んでいるところでございます。

以上です。

○中本委員

現状では、し尿は他市にお願いをして引き受けていただいております。早急に、やっぱり完成を目指して鋭意努力してもらわなければいけないというふうに思っています。令和8年度、供用開始ができればというふうに思っておりますので、鋭意努力していただきますようお願いをしておきます。よろしく申し上げます。

それから、もう一点であります。街路照明の適正化事業の事業概要。実は、通学路あるいは県道で非常に車の多い道路、街路照明が危険だというような話をちょっとお聞きしたりします。3月予算で概略は一応聞いてはおりますけれども、事業が前倒しだというような話も聞いておりますので、事業概要を再度確認をさせていただきたいと思っております。

○山根生活安全課長

街路照明適正化事業の事業概要の確認ということでお尋ねを頂きました。

光市街路照明推進協議会や生活安全課のほうで維持管理を行っている街路照明が、令

和2年6月時点で約500基ございました。このうち、昭和45年から63年に設置された照明が全体の6割強を占めておりまして、老朽化による倒壊の危険性があることから、令和3年10月から、危険街路照明の計画消灯や撤去に取り組んでおります。

令和4年度には、既設街路照明の点検・診断調査を行うとともに、健全な支柱の街路照明についてはLED照明への更新を行うなど、街路照明の適正化を図る事業でございます。

○中本委員

令和2年6月時点で約500基があると。非常に老朽化して、倒壊の危険があるということの調査概要でありました。

令和4年度に街路照明の点検・診断調査を実施されたと周知しておりますが、どのような状況であったか、お知らせください。

○山根生活安全課長

令和4年度中に、計画消灯箇所を除く街路照明について、倒壊防止対策のため、支柱の点検・診断調査を実施させていただきました。

点検・診断調査実施基数は321基で、内訳としましては、街路照明推進協議会が管理するものが240基、生活安全課が管理するものが81基ございました。

調査結果につきましては4段階で判定が出ておりまして、倒壊の緊急性が高い4と判定されたものが、協議会管理分が14基、生活安全課管理分が2基ございました。注意を要する3と判定されたものが、協議会管理分が9基、生活安全課管理分が3基ございました。

○中本委員

4段階で判定が出ておりますということでありました。緊急性が高いということで、先ほど申し上げましたように、老朽化によって倒壊の危険があると。通学路あるいは特に県道光線、県道玖珂線についてはかなり老朽化もあるようでありますので、非常に車の通行量が多いということでもありますので、今の注意を要するとか、あるいは管理分が14基、あるいは生活安全課管理分が2基とか、そういう注意を要する判断というのが明らかになっております。

緊急性が高いものと合わせて一応16基というふうに示されましたが、今後、どのように対処するつもりでしょうか。よろしく申し上げます。

○山根生活安全課長

3月議会における予算説明の際にも触れさせていただきましたが、今年度予算において、光市街路照明推進協議会補助金750万円のうち、500万円を撤去費用に充てるものとして交付しておりまして、今年度中に、既に計画消灯した街路照明と合わせて、20基程度撤去したいと考えております。

また、令和6年度以降も計画消灯した街路照明を中心に順次撤去するとともに、必要

に応じ、代替となるLED灯を設置する予定としております。

以上でございます。

○中本委員

3月議会の予算説明の際にも一応お聞きをいたしております。したがって、前倒しというような、3月議会では6年度からというような話もありましたが、特に倒壊の危険があるということで本当に危ない状況であります。事故があつてからでは遅きに失するということでもありますので、スピード感を持って対応をお願いしたいと思います。

以上です。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

4 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第53号 光市防災指令拠点施設建設工事（建築主体工事）請負契約の一部を変更することについて

説 明：海老本防災危機管理課長 ～別紙

質 疑

○林委員

おはようございます。議案第53号の光市防災指令拠点施設建設工事の請負契約の一部を変更することについての質問をさせていただきます。

8月の臨時議会で補正予算に計上されておりましたけれど、今回の変更額の内訳をお示してください。よろしく願いいたします。

○海老本防災危機管理課長

それでは、変更契約の金額の内訳について御説明いたします。

変更契約金額2,823万4,800円のうち、インフレスライド条項に基づく工事請負費の増額分が2,478万4,100円、地盤改良の追加工事分が345万700円となります。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。分かりました。

そこで今お示しいただいた地盤改良工事の増額ということでありましたけど、地盤改良工事の内容を教えてくださいませんか。

○海老本防災危機管理課長

地盤改良工事の内容について御説明いたします。

これは、建屋周辺の駐車場や通路部分の地盤が想定以上に緩く、地盤改良が必要と判明したことから、現地の土とセメント系固化材を混合、攪拌、転圧して改良地盤をつくる工事になります。これによって地盤の支持力向上を図ることとしております。

以上でございます。

○林委員

分かりました。あその土地は水がすごく出てくるというのはお聞きしておりましたけれど、これだけある程度建屋が建ってきておりますけれど、そういう改良工事をしなきゃいけないような状況であるということも今知りましたので、しっかりとそういう改良工事はしていただいて、今後、防災拠点施設として可能な限り運営できるようにしていただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

終わります。

○仲小路委員

先ほど内容につきまして説明いただきましたけれども、前回の補正予算の第6号のときに、地盤改良工事につきましては364万円とありまして、今回は先ほど345万7,000円と多少の差がありますけれども、これは内容の違いでしょうか、それとも入札の関係の減というふうに考えたらよろしいでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

補正予算と変更契約金額の差額について御説明いたします。

地盤改良工事につきましては、補正予算時から施工単価や施工数量を精査した結果、追加工事費用が345万700円となったことから、18万5,200円の減額となっているものです。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第54号 光市防災指令拠点施設建設工事（電気設備工事）請負契約の一部を変更することについて

説 明：海老本防災危機管理課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

これにつきましても、補正予算の第6号におきまして敷設工事の説明の際に、オイルタンクの位置変更に関わるものが46万円、高圧ケーブルに関わるものが46万円で、92万円の補正がありましたけれども、この内訳につきまして最終の82万5,000円についてお示してください。

○海老本防災危機管理課長

こちらの補正予算から変更契約金額に差額が生じている理由について説明いたします。

補正予算後に、このたびの変更契約の締結に当たり、施工単価や施工数量を精査した結果、オイルタンクの位置変更に伴う関連費用が43万650円、高圧ケーブルの仕様変更に係る費用が39万4,350円、合計で82万5,000円となり、補正予算から9万5,000円の減額となったものでございます。

以上になります。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第46号 令和5年度光市一般会計補正予算（第7号）〔所管分〕

説 明：秦消防担当課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

（2）その他（所管事務調査）

質 疑

○西村委員

それでは、何点かお伺いさせていただきます。

まず、総合防災情報システムのことについてお尋ねをするんですけども、建築の主体工事は順調に進んでいるということで、防災の要にもなってくる総合防災情報システムの今の進捗状況について教えていただければと思います。

○海老本防災危機管理課長

それでは、総合防災情報システムの進捗状況について御説明いたします。

6月議会以降の進捗状況ですが、8月にプログラムの作成を完了し、現在、システム構築業者において、画面遷移の確認をはじめ、災害対応時の運用を想定したシステム全体の動作検証を行うとともに、本市においてシステムに搭載する避難所情報や小字情報などのマスター情報の整理を進めております。

また、情報発信機能に係るシステム連携を図るため、メール配信サービスや防災情報電話通知サービスのシステム改修を委託しているところでございます。

さらには、サーバや映像表示機器などの設置や配線について、防災指令拠点施設建設工事の受注者とすり合わせを行い、その仕様を確定するなど、当初の工程計画にのっとり順調にシステム構築が進捗している状況でございます。

以上になります。

○西村委員

承知しました。6月にも同じ質問をさせていただいて、そこから、順調に進んでいるということで理解をいたしました。ありがとうございます。

それから、広報「ひかり」の7月号だったと思うんですけども、新市誕生20周年に当たっての記念事業のアイデアを募集するような項目があったというふうに記憶をしておるんですけども、これ結果何件ぐらい応募が来て、どんなアイデアが寄せられているのか、このあたりを教えていただければと思います。

○坪井総務課長

令和6年度に新市誕生20周年を迎えるに当たり、市民や地域の皆様とともに20周年の節目をお祝いする催しについてのアイデアを募集いたしました。

募集は、市広報7月号に記事を掲載し、6月26日から7月14日までを募集期間として、各コミュニティセンターや市ホームページにてアイデアを受け付けました。その結果、皆様から合計440件のアイデアを頂きました。

内容としましては、主には花火と祭りに関するアイデアが多数見られました。盛大な花火大会を期待するもの、様々な色や形の花火の打ち上げを希望するもの、グルメイベントとしてマルシェやフードフェスといった取組を期待するものがありました。

このほかにも、音楽イベントの開催やライトアップの取組に関するものなどの御意見がございました。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。1週間、2週間ぐらいの短い期間であったと思うんですけども、440件という非常に多くの声が寄せられているんだなというふうに私自身は感じました。それだけやっぱり関心が高い事業であろうというふうにも推察をされますので、その集まったアイデアを基に、これから検討をしていくことと思います。

そこで、この寄せられたアイデアなどを基に、今後どのようにそういった集まったものを活用していくのかという点と、またその内容自体がいつごろ決まってくるのか、そのあたりがもし分かればお示しいただければと思います。

○坪井総務課長

新市誕生20周年を祝う取組につきましては、幅広い部署間の連携の下で推進するため、本年5月に庁内の検討組織として、新市誕生20周年記念事業推進プロジェクトチームを設置しております。

まずは、このプロジェクトチームの中で、市民の皆さまから頂いたアイデアを様々な角度から整理・検討を行っていきます。その後、プロジェクトチームが取りまとめた内容を基に、各部署が企画立案し、予算編成の過程を得まして、アイデアの具現化に向け

て作業を進めていくこととしており、当初予算案の中で皆様にお示しできればと思っております。

以上でございます。

○西村委員

承知いたしました。今まさにアイデアを整理しながら進めているというところかと思えます。来年の当初予算案にそのあたりが上がってくるということを期待しておりますので、引き続き取組のほう、よろしく願いいたします。

以上です。

○西崎委員

新庁舎の建て替えについての質問です。

市川市長の努力によりまして、令和5年度1年間で10億円という基金が積み立てられることになりました。それに引き続き、他市の例を見ますと、新庁舎を建設するときに、いろいろ手順というかスケジュール組んでやっていらっしゃるんです。光市ではそういうふうな予定といたしますか、プログラムはございますか。

○坪井総務課長

庁舎の建て替えにつきましては、これまでも、市長がお答えしておりますとおり、重要な課題の一つと認識しているところでございますが、現時点におきましては、将来的な整備に柔軟に対応できるよう、まずは庁舎整備基金に積立てをしている段階であり、現在、そのスケジュールについては、お示しできるものがございません。

以上でございます。

○西崎委員

昨年の4月に供用開始されました宇部市役所の例を私ちょっと調べてみましたら、8年前に市の職員による新庁舎建設検討委員会なるものを立ち上げております。何人かちょっと分かりませんが、恐らく全ての部局から1人ずつ代表が出て、いろいろなディスカッションが出て、今の基本的な構想になったんじゃないかと思うんです。

それから1年たって、今度は市議会に特別委員会が設置されております。8年も前にそういうことを始めて、やっと完成に至るわけで、光市が令和6年度ぐらいもう立ち上げて早くはないんですよ。

そういうことございまして、ひとつ山口市、防府市の例もありますので、今光市は本庁舎が一番古うございます。山口市もあと2年したらできるということで、とうとう光だけいつ建て替わるか分からないような状態になっているわけです。

ひとつぜひ至急、ほかの市の例をとって調べてみてくださいませ。これ要望です。お願いです。

○仲小路委員

それでは、まず防災士につきましてですけれども、この育成につきまして、現在防災士の資格取得について、自主防災会の推薦により合格の場合、全額を助成しています。研修は3回の受講が必要ですが、山口県が実施しているため、山口市での受講であり、ほぼ終日の研修となっております。あわせて往復の時間を要します。そのため、参加が困難であることから、防災士への希望があっても、物理的に受講できないケースがあります。

特に、女性の防災士の育成が求められている状況でもありますが、女性の場合は、家事等の都合で山口市までの終日の外出が難しいこともあり、また、さらに長距離の移動も敬遠されることもあります。

全国では、居住の市内での受講を実施している場合もあります。受講費用についての課題もあると思いますが、光市内での受講について検討することは可能でしょうか。

○海老本防災危機管理課長

それでは、防災士の育成について御説明いたします。

議員御指摘のように、本市の防災士育成については、県の自主防災アドバイザー養成研修を活用して実施しております。

防災士の育成事業については、日本防災士機構による認証が必要となり、機構が求める要件として、50名以上の受講者を確保することなどが求められております。

県の事業は、例年100名程度を募集し、山口市を会場として実施されておりますが、県内他市町からも、県に対し、県内複数会場での開催について要望の声が上がっていることから、本市からも、参加しやすい環境づくりについて要望を上げてまいりたいと考えております。

なお、本市単独で育成事業を開催する場合、経費面などの課題もありますことから、他市町等の取組も参考にしながら調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

今、経費面の話がありますけれども、結構、かなりこれについては大きな違いがあるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

他市町が取り組んでいる状況につきまして、県内の状況を確認しましたところ、1市について概算の事業費でございますが、1回の事業で約220万円を計上されているということでございます。

以上になります。

○仲小路委員

分かりました。状況は確認いたしましたけれども、今後できるだけ近くで受講できるということが非常に重要なことだと思いますので、よろしく申し上げます。

それから、防災におけるタイムラインについてなんですが、現在、光市においては、台風の接近、また上陸に伴う洪水を対象とした県管理河川の市町の避難勧告の発令等に着眼したタイムライン、これ避難行動計画ですが、また、梅雨期等の大雨に伴う洪水を対象とした県管理河川の市町の避難勧告の発令等に着眼したタイムラインというのが運用されておりますけれども、実際には、住民の避難については、自治会など、その地域ごとの状況に合わせた対応が必要ではないかと思えます。現在、これについて、各地域での対応についてはどのようになっていますでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

住民の避難に係るタイムラインの運用について御説明いたします。

タイムラインは、災害発生を前提に、国、地方公共団体、企業、住民等が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、共有した上で、いつ、誰が、何をするかに着目して時系列で整理した計画になります。

その中で、住民に関しては、事前の備えとしまして、情報収集や避難場所、ルートの確認、非常時持出品の準備をし、また、自治体からの避難情報が発令された際には、速やかな避難行動をとるなど、率先避難への取組に通ずるものとなっております。

そのため、市としまして、出前講座等を通じ、地域の危険個所や避難ルートの確認、非常持出品の紹介、気象情報や避難情報の種類など、段階に応じて適切な避難行動をとっていただけるよう、引き続き率先避難の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、率先避難体制づくりには、情報伝達の手段の確保が重要になりますことから、情報伝達手段の多重化に加え、迅速かつ正確な情報発信を実現するための総合防災情報システムの構築を着実に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。具体的な方法を今検討されているとありましたけれども、具体的に地域によってそういうものが策定されているような事例というのは確認されていませんでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

地区においてタイムラインの作成につきましては、こちらのほうでは把握しているものはございません。

以上でございます。

○仲小路委員

これの推進につきまして、今後、把握したり、また推進したりするようなことはありますでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

地区からの作成について御相談がありましたら、作成への支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。今、光市地域防災計画がありますけれども、これの地区防災計画というこの項目がございまして、市の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として、市防災会議に提案することができると、そういう内容のことがございます。

こういう地区防災計画というものは、この地域防災計画にもうたってございますので、実際に運用することが重要ではないかと思えます。

こうして地域防災計画の計画に定められているとおり、具体的に早い時期での実現を目指していただきたいと思えます。これについては要望としておきます。

それから、防災行政無線につきましてですけれども、これは以前から聞き取りにくいということがありますけれども、これについて実際に音質の件ですけれども、高齢者等は高音が聞き取りにくいということが言われております。放送が女性の声であると高音のため聞き取りにくいということが言われておりますけれども、これについて実際に声の高さ等を変えて低音にするなどの検討は可能でしょうか。

○海老本防災危機管理課長

防災行政無線の聞き取りづらさの改善について御説明いたします。

現在導入しております防災行政無線施設は、機能として男性の声に切り替えることは可能になります。しかしながら、運用開始直後に男性の声で放送し、改善要望が多かったため、現在は女性の声を採用しているものになります。

なお、音声の聞き取りづらさといった課題に対しましては、防災行政無線の放送の運用の見直しのほか、メール配信サービスや防災広報ダイヤル、防災情報電話通知サービスの活用などの情報伝達の手段の多重化により改善を図っているところでございます。

また、女性の声の音質、音程の件でございますけれども、現在の機器の機能としましては、男性、女性の切り替えのみで女性の声の音程を変えることはできないものとなっております。

以上でございます。

○仲小路委員

そういう状況は確認いたしました。できる限り皆さんのいろんな意見を聞きながら、どちらのほうの聞き取りやすいかということも、今後の検討の材料として考えていただければと思います。

それから、防災行政無線は平成27年に開始されまして、2年後に10年を経過いたしま

す。電気製品でもあり、10年というの是一個の耐久年数とも言われております。システムそのものの更新ということについては、これは多額の費用がかかっておりますので、そういう時期ではないと思えますけれども、スピーカーそのものの更新は検討することができるのではないかと思います。

特に、スピーカーについては、御存じとは思いますが、現在のホーン型よりも遠くに届き、しかも近くで大きな音にならないホーンアレイスピーカー等が多くの自治体等で採用されております。価格は高くなりますが、徐々に更新することも検討してみてもいいかがでしょうか。その辺についての検討について、よろしく申し上げます。

○海老本防災危機管理課長

防災行政無線の更新の検討について御説明いたします。

光市の防災行政無線設備は、平成25年と26年の2か年で整備し、現在まで運用を行っているところでございますが、委員御指摘のように、導入後おおむね10年を迎えようとする中、老朽化していく設備への対応は今後の課題の一つとして認識しておりますことから、委員から御提案いただいたホーンアレイスピーカーも含め、防災行政無線設備の在り方について、今後調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

これにつきましてはいろいろな検討がされると思えますので、今後ともよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○中本委員

それでは質問をいたします。

今の質問に少し重複をするかも分かりませんが、よろしくお願いをいたします。

2018年の西日本豪雨で、島田川沿線が大変な状況の被害を受けました。私も島田川沿線に住んでいるという状況で、常に雨が降ること、あるいはいろいろな避難指示が出たりということ、非常に市民も敏感になっていることは事実であります。

今年度も6月30日から7月1日までに雨量、大雨が降っておりますが、そのときの0時30分に避難指示が出たということでもありますので、その雨量と、それから深夜に開設した避難状況についての、どれくらい避難されたかということをお聞きいたします。

○海老本防災危機管理課長

それでは、本年6月30日から7月1日までの総雨量と避難状況について御説明いたします。

6月30日の午前2時20分から7月1日の午後2時40分にかけて、下林観測所の雨量では総雨量が255mm、1時間の最大雨量としては、6月30日の午後9時からの1時間で28mmを観測しております。

また、避難所の開設状況につきましては、市内13か所の避難所を開設し、ピーク時で

10か所の避難所に37世帯、75名の方が避難されております。
以上でございます。

○中本委員

それでは、あわせて、令和5年の7月7日から10日、この間によってもやはり大雨が降っておりますので、その時の避難状況を含めて、総雨量も含めてお知らせください。

○海老本防災危機管理課長

それでは、7月7日から7月10日までの総雨量と避難状況について御説明いたします。

7月7日の午前6時50分から7月10日の午後2時10分にかけて、下林観測所の雨量では総雨量が210mm、1時間の最大雨量としては、7月8日の午後4時からの1時間で24mmを観測しております。

また、避難所の開設状況につきましては、7月8日午後5時から7月9日午後6時にかけて、また7月10日午前10時から午後4時にかけて、2回市内9か所を自主避難所として開設し、ピーク時で6世帯7名の方が避難されております。

以上でございます。

○中本委員

下林水位観測局の水位によって、その判断によって、避難勧告あるいは避難指示を出すというような状況だというふうに思いますが、下林の水位観測局の水位は、7月1日あるいは6月30日から7月1日と、あるいは7月7日から7月10日までの下林の観測局の水位についてはどれくらいだったのか教えてください。

○海老本防災危機管理課長

下林観測所における、それぞれの最高水位について御説明いたします。

まず、6月30日から7月1日までの間の雨量による水位につきましては3.56m、7月7日から7月10日までの下林観測所の水位につきましては2.2mが最高水位となっております。

以上でございます。

○中本委員

今回の総雨量によって、7月に2回そういう総雨量が、最初は255mm、あるいは次の7月7日、10日は210mmということで、避難指示が出たということでもあります。

非常に島田川沿線の方は、えらい2回にわたって避難指示が出たが、本当に大丈夫なのかねというようなことをよく聞いております。要は、早く早急に情報提供しなければならない。これが行政の役割であって、避難状況はいろいろお聞きをいたしました。

夜の遅い時間帯の避難指示、これについては、避難所に行けない。あるいは雨が降る中、あるいは大変な状況なので避難所には夜は行けないと、あるいは避難所は遠いというようなこともよく聞きますが、そういう2kmもあるような避難所に、午前、朝方の1

時あるいは2時に避難所に行くというのは、非常に困難な状況が今までも続いてきておりますので、そのあたりをどうしたらいいか、その辺が今から大きなまた課題になってくるというふうに思いますので、避難距離は大体300から500mが一番避難できる距離だというような情報も入っておりますので、そのあたりについても今後の大きな検討課題だと思います。

それから、先ほどの防災のサイレンが聞き取れないという声は、行政にどれだけ届いておりますか、お聞きをいたします。

○海老本防災危機管理課長

防災行政無線の聞こえづらさにつきましては、放送後から、いろんな方から聞こえづらいという声は届いてきております。その声につきましては、先ほど先行議員さんのお答えにもありましたけれども、サイレンの吹鳴等、運用の見直しをする。あわせまして、防災情報の提供の多重化について広く検討しておるところでございます。

以上です。

○中本委員

聞き取れないという声は、防災無線が出来上がった時点からずっと今までそういう声がたくさん耳に入っております。急に防災サイレンが鳴り驚いた、あるいはサイレンが聞こえないという声が多数あるような状況であります。

防災無線を何とかしてほしいと。身を乗り出して何を言っているのか聞き取れない。建物が並んで音が建物に反響し、大雨や強風の中で聞き取りづらいという問題が今浮かんでおります。ずっとそういう声があります。したがって、行政、自治会がフル回転してその情報を市民に伝えなければならない、大変な作業であります。

サイレンの音は聞こえたが内容が分からない、あるいは聞こえないという課題があるわけであります。その状況がどういう形で、そういう声が聞いたら、どういう形で市民に回答しておりますか。それをお聞きします。

○海老本防災危機管理課長

防災行政無線が聞こえづらいという声に対しまして、問合せがありましたら、まずは市の防災広報ダイヤルというチャンネルがございまして、そちらに電話を頂ければ放送と同じ内容が聞き取れますというお話と、あと併せてメール配信サービスへの登録の御案内、光市の公式LINEへのお友達登録の御案内、あとはそういったメール発信機能とかLINEとかやられていない方につきましては、防災情報電話通知サービスと申しまして、御自宅の電話やファクスに放送内容と同じものが届くというサービスがありますということで登録のお勧めをしております。

以上でございます。

○中本委員

当然、防災行政ダイヤルに電話してください、あるいはメール配信を登録したら、自

動的にパソコンとかあるいはスマホにメールが入ってきますから安心できますよという
ようなことであろうかと思えます。

避難指示が出ている中で、大雨、強風の中で避難をしなければならない、そんな状況
の中で電話ができないんですよと、そういう声がたくさん聞いております。したがって、
メール配信者は、登録者は何人ぐらい今おられますか。

○海老本防災危機管理課長

申し訳ございません。登録者の数につきましては、ただいま数値を持ち合わせており
ません。

○中本委員

分かりました。また後ほど教えていただきます。

他市では、防災ラジオの有償化、無償貸与を始めた。AMやFMの放送が聞け、ラ
ジオで防災行政無線の放送があると、強制的に切り替わって防災のラジオに入ってく
ると。非常に小型なので、避難時にも持ち出せるというような大きさだということであり
ます。

高齢者の方々は、IT社会についてついていかれないと。パソコンもない、高齢化社
会の中で高齢者に優しい仕組みづくりをつくる必要もあるというふうに思っております。

ぜひ、先ほども回答の中では、今後は運用の見直しをするというようなことでありま
すので、ぜひFMラジオの無償・有償そのことも含めて御検討いただきますよう強く要
望をしておきます。

それからもう一点であります、庁舎にありますと防災行政無線が若干聞き取れない
というような声もあるようでありますので、鮮明な音声の本庁舎で聞こえるような対策
も必要ではないかと。

市内の施設では、施設を利用しておられる方に防災行政無線の放送が聞ける機器の取
り付けがしてあります。屋外スピーカーと同じ放送が鮮明に聞こえる、そういう機器の
今後の取付け、あるいは利用者施設にはぜひ必要だというふうに思いますので、よく庁
内でどんな状況か、あるいは各公共施設でどんな状況か調査していただきますように提
案して要望といたします。

以上で終わります。

○山岡総務部長

先ほどの中本委員のメール配信サービスの件数についてお答えさせていただきます。

令和4年はまだなんですが、令和3年4月1日でお答えさせていただきますと、
3,286件となっております。

以上でございます。

○中本委員

分かりました。ぜひこのメール登録者には、十分市民が登録していただきますように、

何かの方法でPRをしながら、鋭意努力をしていただきますようお願いをしておきます。ありがとうございました。

○早稲田委員

それでは質問させていただきます。河川監視カメラについて質問いたします。

現在取り付けられている河川の監視カメラは、夜暗くて状況が見えないという声を聞いているんですけれども、夜も見える河川監視カメラがあるというふうな情報がありまして、そのことについて何かお考えはありますでしょうか、お尋ねします。

○海老本防災危機管理課長

河川等監視カメラの設置工事におきまして、現在検討しておりますカメラの状況につきましてお答えいたします。

夜間におけるカメラの視認性の確保につきましては、昨年度に実施しました河川等カメラ設置に関する調査業務の中で、夜間の撮影実験を行っており、その結果を基に夜間においても指定した範囲を鮮明に撮影することが可能な機能を有したカメラの設置を施工条件としているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

検討していただいているということで安心しました。ぜひお願いしたいと思います。

もう一点、質問させていただきます。先ほど消防団のほうでヘッドライトを155個消耗品で設置したということで、女性団員を除くというふうにおっしゃられたと思うんですけれども、その理由といたしますか、それについてお尋ねいたします。

○秦消防担当課長

委員から女性消防団員のヘッドライトの配備について御質問を頂きました。

女性消防団員の12名につきましては、通常、災害活動を行わない広報のための団員でございまして、出初め式でありましたりとか、光まつりの会場でありましたりとか、そのあたりで様々な広報活動に従事するものでございます。こういったことから、活動用の資機材は配備しておりません。

以上でございます。

○早稲田委員

女性団員の方は広報に担当しているということで、役割について違いがあるということで理解いたしました。

以上です。

○中本委員

すみません。1点ほどまた質疑をさせていただきます。

防災指令拠点整備は、令和6年度供用開始に向けて順調に工事が進んでおります。今年度の予算で災害時の監視体制の強化ということで、河川監視カメラ市内14か所、この秋頃設置して、防災指令拠点施設の稼働に合わせてということではありますが、ちょっと進捗状況をお知らせください。

○海老本防災危機管理課長

河川等監視カメラ設置工事の進捗状況について御説明いたします。

本工事につきましては、年度当初の早い時期に入札を行う予定としておりましたが、設計書の作成や総合防災情報システムとの連携使用の精査などに時間を要したため、今月20日に条件付一般競争入札を実施しております。

入札の結果は、不落札となりましたが、最低入札価格を提示した入札参加者との見積りによる事談が成立したことから、現在、契約の締結に向けた手続きを進めているところでございます。

なお、契約締結後は、速やかに受注者との打ち合わせ協議を実施し、当初の予定どおり、令和6年3月の運用開始に向け、カメラ及び水位計の施工や総合防災情報システムとの連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中本委員

若干、作業が遅れているというような状況であります。スピード感を持って早急にこのカメラ設置については、よろしく願いをいたしたいと思っております。今回、パソコン、スマートフォン、あるいはホームページで確認できる仕組みということでもあります。

撮影した静止画を見ることができて、避難指示を出す場合の判断材料にするということでもあります。迅速な避難や河川の状況把握につながるというように思います。県が2か所設置しておりますので、計16か所というふうになります。

問題は、夜間の映像であります。先ほどありましたように、鮮明に映し出さなければいけないというふうに思っておりますが、まだまだ夜間での映像については、非常に若干見にくいというような声があります。

他市では超高感度カメラで撮影した高精細画像で、夜間や悪天候でも市のホームページを通じて河川の様子を監視できるというようなことでもあります。

ぜひ、夜間でもある程度の様子が確認できないといけないというふうに思っておりますので、ぜひそのあたりも検討しながら、スピード感をもってカメラの設置をお願いをしておきます。

以上です。